



第3期

# 七尾市

## 子ども・子育て 支援事業計画



令和7年3月  
七尾市

# 目次

第1章 計画策定の背景と趣旨	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	2
3 計画の位置付け	2
4 計画期間	3
5 計画策定体制	3
第2章 子どもと子育てを取り巻く現状と課題	4
1 子どもと家庭の状況	4
2 ニーズ調査から見た本市の子育て家庭の現状とニーズ	10
第3章 計画の基本的な考え方	18
1 基本理念	18
2 基本目標	19
3 施策体系	20
4 施策の展開	21
第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	27
1 本市における乳幼児期の教育・保育	27
2 計画期間の量の見込みと確保方策	29
資料編	49
1 七尾市健康福祉審議会 児童福祉分科会委員	49
2 計画策定までの経緯	50
3 用語説明	51

# 第1章 計画策定の背景と趣旨

## 1 計画策定の背景

---

近年、急速な少子化の進行により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会・経済構造が変化しています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、児童虐待、子どもの貧困、ヤングケアラーなどの問題が顕在化しています。

国においては、平成24年に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が制定され、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指して、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されました。

新制度においては、幼児教育・保育の質・量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供等を図ることとされ、具体的には、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園の普及、小規模保育や家庭的保育などの充実、親子同士の交流や相談の場（地域子育て支援拠点）や放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実など、保護者の就労の有無にかかわらず、全ての子どもが一緒に教育や保育を受けられ、地域の実情に応じて保育の場を確保することとしています。

また、常に子どもの最善の利益を第一とし、子どもに関する取り組み・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」といった子どもの視点と、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さない、健やかな成長を社会全体で後押しするための司令塔の役割として「こども家庭庁」が新たに創設されました。

この度、「第2期七尾市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため、「第3期七尾市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、令和6年能登半島地震からの復旧・復興を目指した七尾市戦略的復興プランや各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目ない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

## 2 計画策定の趣旨

本市では、令和2年度から令和6年度を期間とする「第2期七尾市子ども・子育て支援事業計画」において、「わくわく子育て みんなで支えあう 心豊かな七尾っ子」を基本理念として、施策を進めてきました。

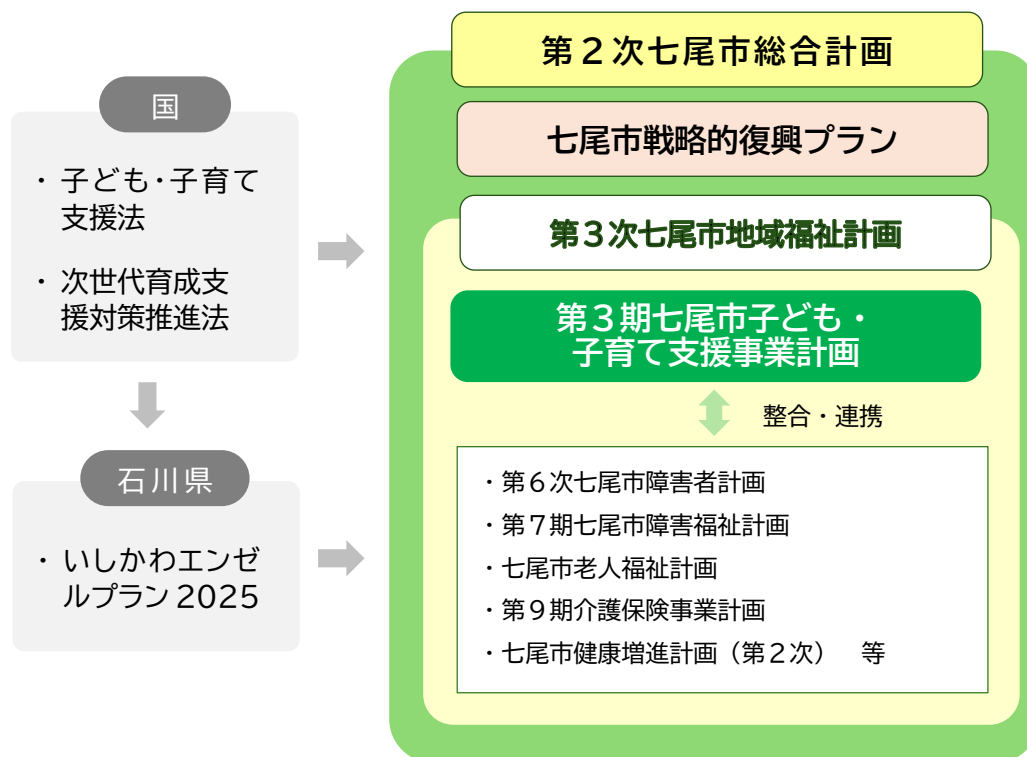
第2次七尾市総合計画では、「能登の未来を牽引し七色に輝く市民活躍都市ななお」と目指す将来像を掲げ、結婚支援や子育て支援等、様々な人口減少対策に係る施策に取り組んできました。

今回策定する「第3期七尾市子ども・子育て支援事業計画」では引き続き、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めたニーズを把握した上で、市内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ計画を作成し、この計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとしました。

## 3 計画の位置付け

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

また、この計画は、これまで市が取り組んできた次世代育成支援対策推進法に基づく計画としても位置付け、第2期計画を踏まえながら、様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるため、既存計画との整合性を図って推進していきます。



## 4 計画期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期七尾市子ども・子育て支援事業計画					第3期七尾市子ども・子育て支援事業計画				

## 5 計画策定体制

この計画は、「七尾市子ども・子育て会議」として位置付けした「七尾市健康福祉審議会児童福祉分科会」において、令和6年8月に実施した「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の結果など市民の方の意見を踏まえて検討し、策定しました。



## 第2章 子どもと子育てを取り巻く現状と課題

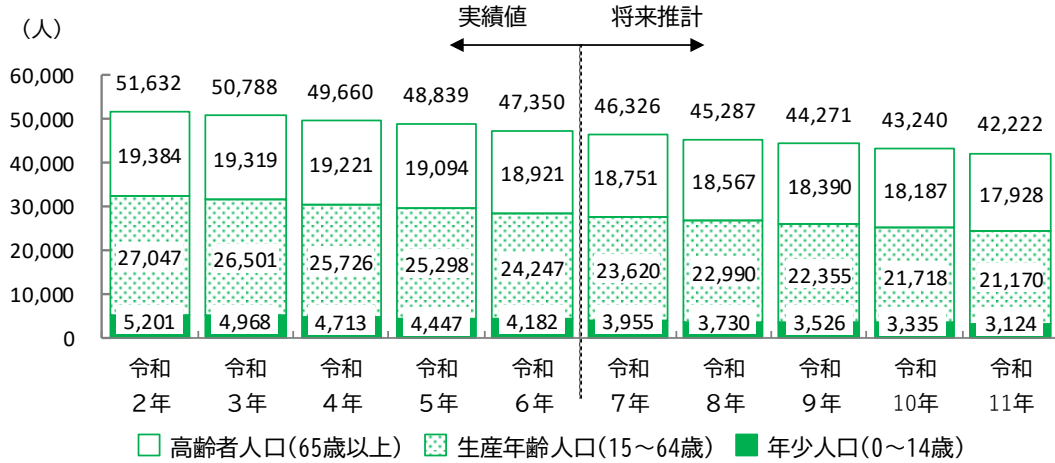
### 1 子どもと家庭の状況

#### (1) 年齢3区分別人口の推移

##### ① 人口

本市の人口の推移をみると、総人口は令和2年以降減少傾向となっており、令和4年以降は5万人を下回っています。また、令和6年3月31日現在では47,350人となっており、令和7年以降も減少傾向が続くものと見込まれます。なお、年齢3区分別人口の推移をみると、0～14歳は、令和6年3月31日現在で4,182人と令和2年と比べて1,019人少なく、令和7年以降も減少傾向が続くものと見込まれます。

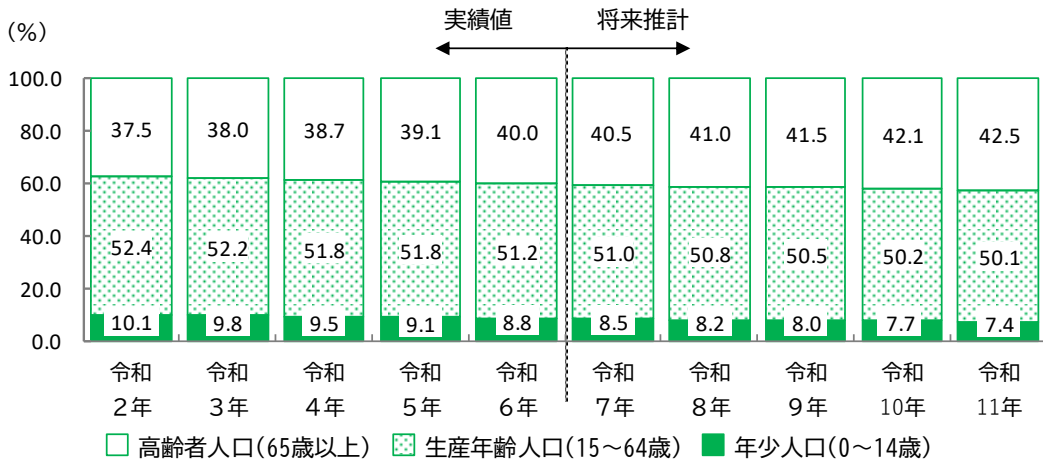
#### ■七尾市の年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）、推計部分はコーホート要因法により算出

年齢区分別では、年少人口（0～14歳）の比率と生産年齢人口（15～64歳）の比率が減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しています。令和7年以降も同様の傾向が続くものと見込まれます。

#### ■七尾市の年齢3区分別人口の推移



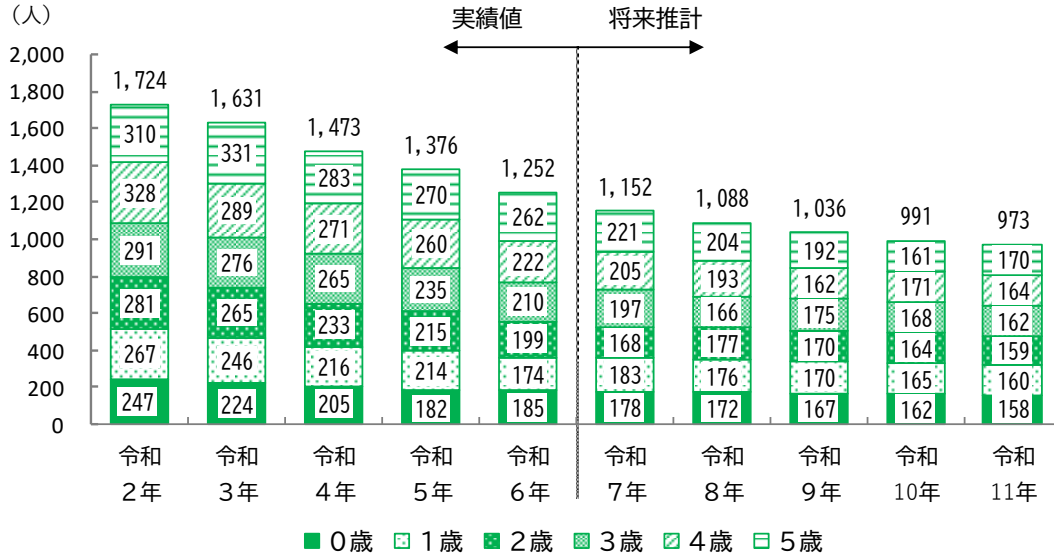
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）、推計部分はコーホート要因法により算出

## (2) 児童の人口の推移

### ① 0～5歳児の人口の推移

本市の0～5歳人口の推移をみると減少傾向となっており、令和6年3月31日現在で1,252人と令和2年と比べて472人少なくなっています。また、令和7年以降も同様となり、計画最終年にあたる令和11年には973人と1,000人を切ることが見込まれます。

#### ■七尾市の0～5歳の人口の推移

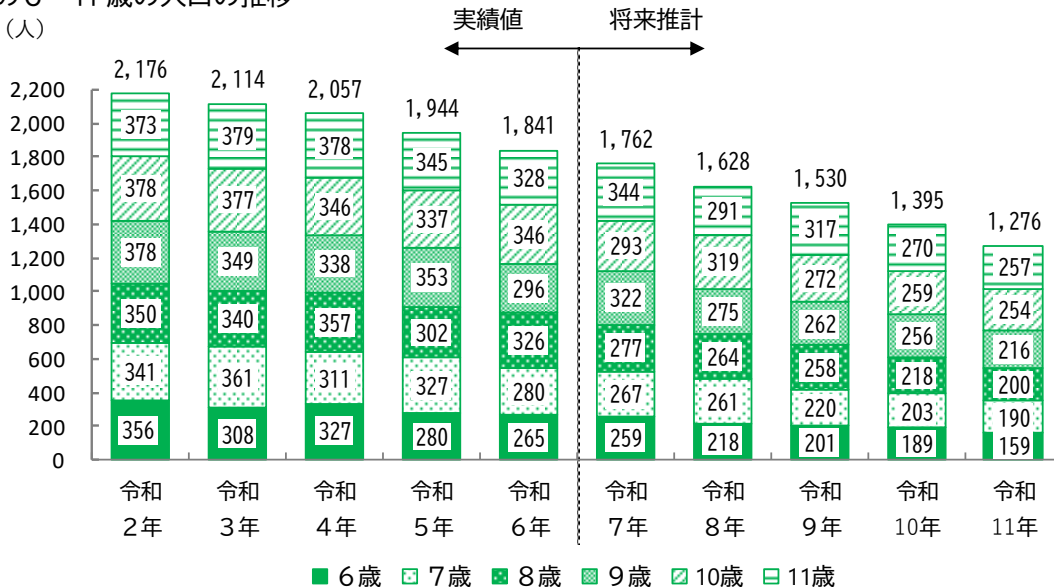


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）、推計部分はコーホート要因法により算出

### ② 6～11歳児の人口の推移

本市の6～11歳人口の推移をみると減少傾向となっており、令和6年3月31日現在で1,841人と令和2年と比べて335人少なくなっています。また、令和7年以降も同様となり、計画最終年にあたる令和11年には1,276人となること見込まれます。

#### ■七尾市の6～11歳の人口の推移

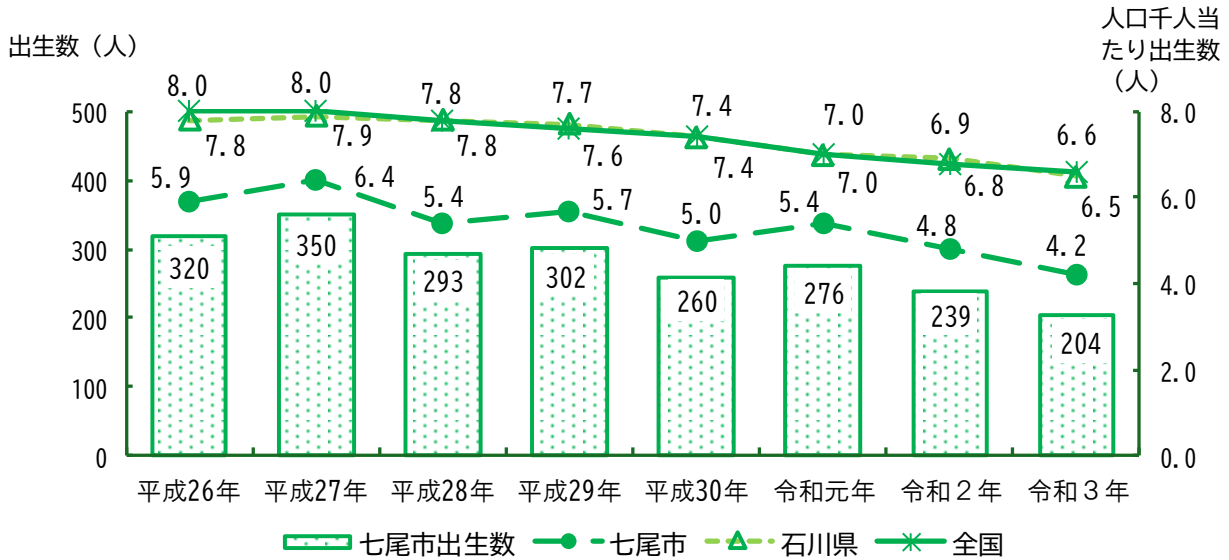


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）、推計部分はコーホート要因法により算出

### (3) 出生数の推移

本市の出生数は年々減少傾向にあり、人口1,000人当たりの出生数を比較すると、全国・県の平均値を下回っており、令和3年で石川県が6.5人であるのに対して、本市は4.2人となっています。

■七尾市の出生数の推移及び人口千人当たり出生数の推移

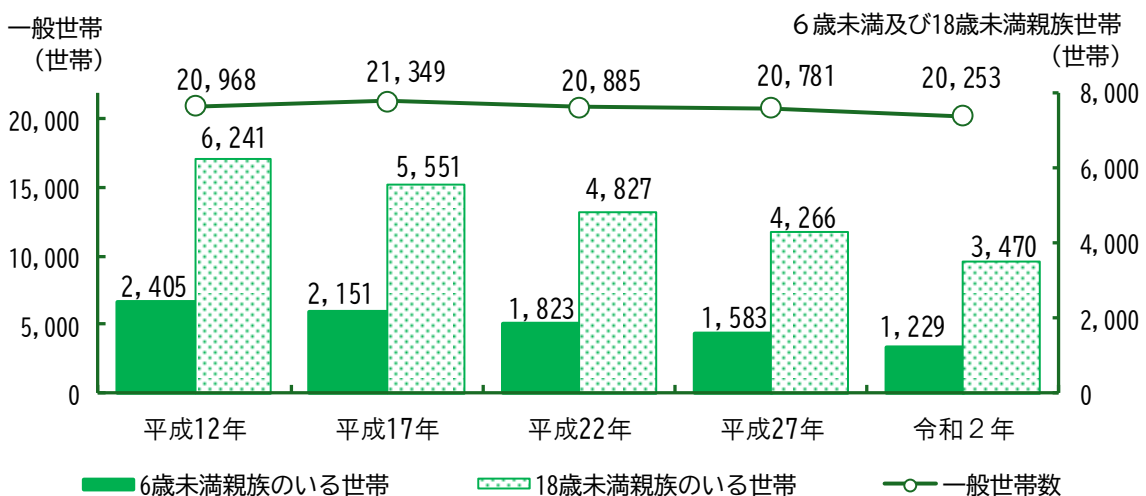


資料：衛生統計年報(石川県)、人口動態統計(全国)

### (4) 子どものいる世帯の状況

本市の一般世帯数は、平成17年から緩やかに減少し、令和2年の一般世帯数は20,253世帯となっています。6歳未満・18歳未満親族のいる世帯は減少傾向にあり、令和2年には6歳未満親族のいる世帯は1,229世帯で、18歳未満親族のいる世帯は3,470世帯となっています。

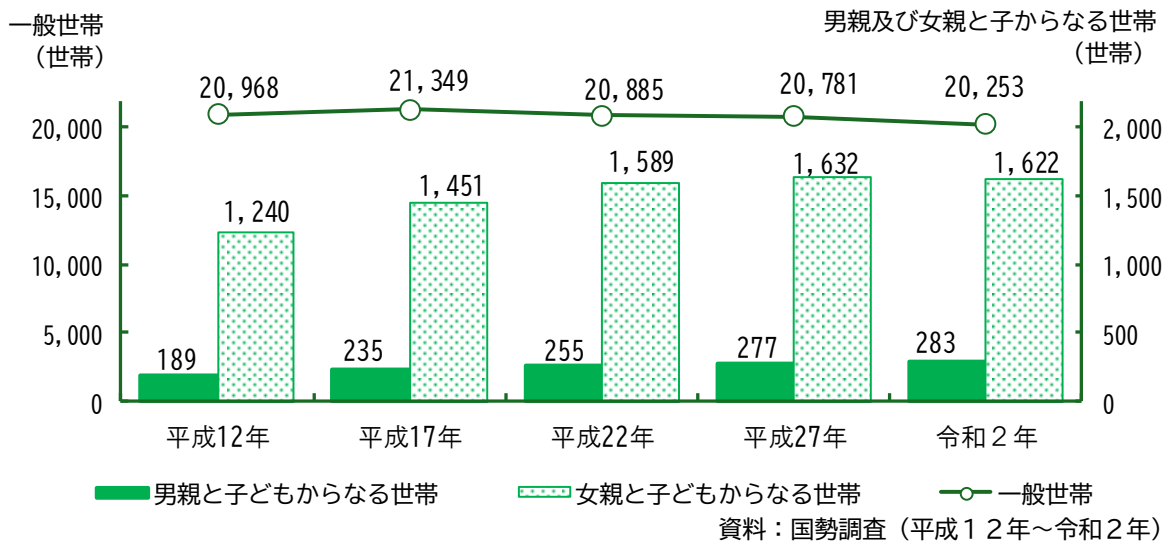
■七尾市の6歳未満親族がいる世帯及び18歳未満親族がいる世帯の世帯数の推移



資料：国勢調査(平成12年～令和2年)

本市の父子世帯及び母子世帯の推移をみると増加傾向にあり、令和2年には母子世帯（女親と子どもからなる世帯）1,622世帯、父子世帯（男親と子どもからなる世帯）は283世帯となっており、中でも全世帯の8.0%を占める母子世帯は子育て支援を考える上で重みを増しつつあります。

■七尾市の父子世帯及び母子世帯の世帯数の推移

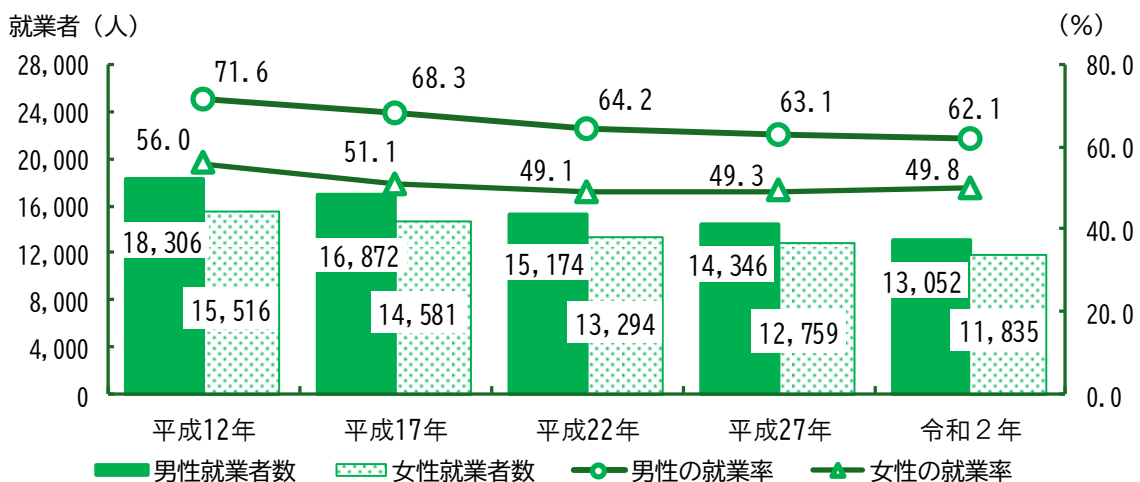


## (5) 働く女性の状況

### ① 女性の就業者数

本市の就業者数及び就業率はともに減少傾向にありますが、平成27年以降は女性の就業率が上昇傾向にあり令和2年で49.8%となっています。働き手全体の中に占める女性就業者の比率が徐々に増しつつあります。

■七尾市の男女別の就業者数及び就業率の推移



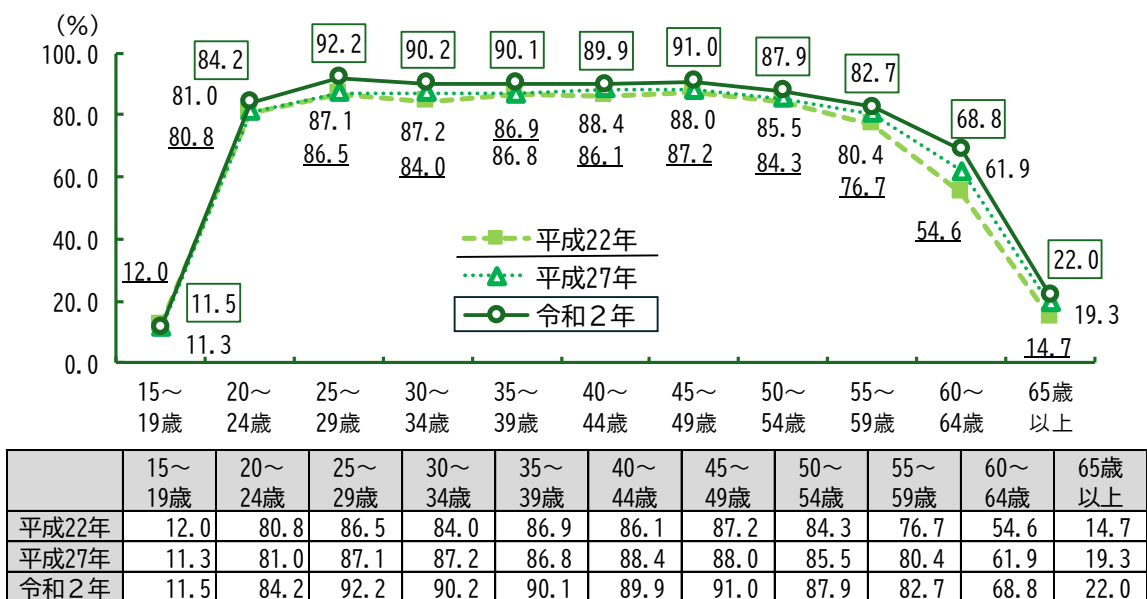
## ② 女性の労働力率

年齢層別にみた国の女性の労働力率は、20代半ばと50代前後という二つのピークを持ついわゆる「M字カーブ」を描くことが知られています。これは、出産・育児を機にいったん離職・非労働力化し、その後育児が終わってから再び働き出す女性が多いことを反映しています。

本市において、平成22年～令和2年の女性の労働力率を比較してみると、平成22年の時点ですでにM字カーブが確認できないほど20～54歳までのどの年齢階層も労働力率が非常に高く、令和2年には25～39歳の全ての年齢階層でさらに労働力率が高くなっていることから、出産・育児後に離職せず働き続ける女性がさらに増えていることがうかがえます。

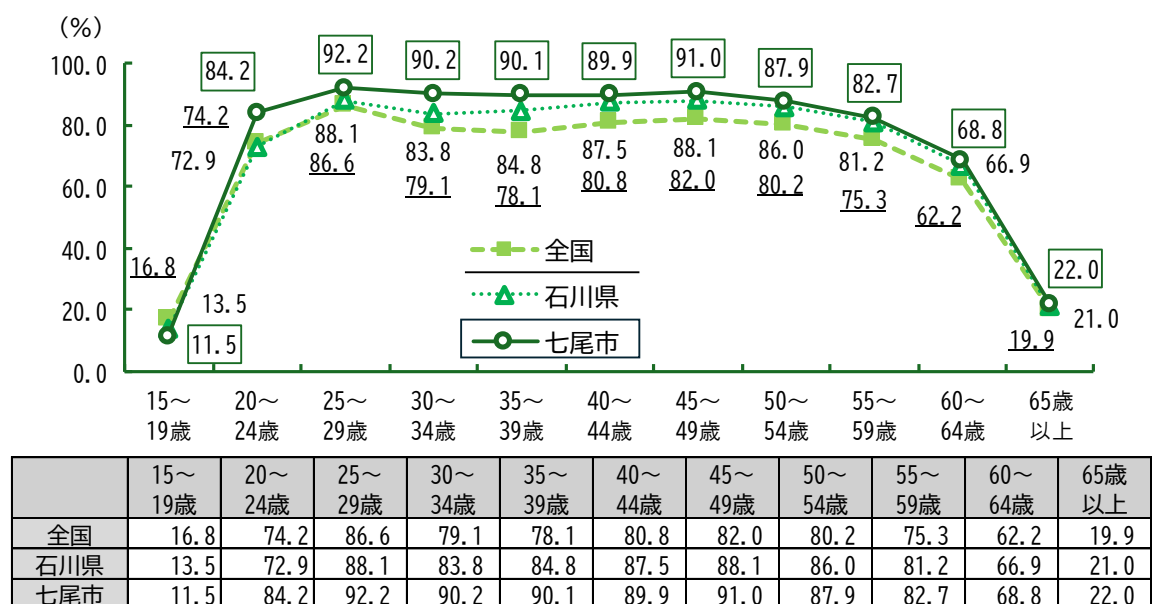
また、令和2年においては、15～19歳を除いた年齢階層で全国平均、石川県平均を上回っています。

■七尾市の女性の労働力率の推移



資料：国勢調査（平成22年～令和2年）

■全国および石川県と比較した七尾市の女性の労働力率（令和2年）



資料：国勢調査（令和2年）

## (6) 子育て関連施設の状況

### ① 認定こども園、保育園

区分		施設数 (令和5年度)	定員 (令和5年度)	入所児童数 (令和5年4月1日)
幼保連携型認定こども園	私立	16 か所	1,337 名	1,088 名
保育所型認定こども園	公立	1 か所	93 名	74 名
保育園	私立	1 か所	20 名	17 名
合 計		18 か所	1,450 名	1,179 名

### ② 地域子育て支援センター

区分	施設数 (令和5年度)	延べ利用人数 (令和5年度)	備考
地域子育て支援拠点事業実施施設	8 か所	8,557 人	0~2 歳児

### ③ 放課後児童クラブ

区分	施設数 (令和5年度)	実利用人数 (令和5年度)	備考
放課後児童健全育成事業実施施設	19 か所	528 人	

### ④ ファミリー・サポート・センター

区分	施設数 (令和5年度)	延べ利用人数 (令和5年度)	備考
ファミリー・サポート・センター	1 か所	92 人	小学生

### ⑤ 病児保育施設

区分	施設数 (令和5年度)	延べ利用人数 (令和5年度)	備考
病児対応型	1 か所	86 人	
体調不良児対応型	14 か所	2,067 人	

### ⑥ ショートステイ、トワイライトステイ

区分	施設数 (令和5年度)	延べ利用日数 (令和5年度)	備考
ショートステイ実施施設	2 か所	0 日	
トワイライトステイ実施施設	(うち市外1か所)	4 日	

## 2 ニーズ調査から見た本市の子育て家庭の現状とニーズ

### (1) 調査の概要

#### ① 目的

「第3期七尾市子ども・子育て支援事業計画」策定に向けて、子ども・子育てに関する生活実態とご意見・ご要望を把握することを目的に、子どもの保護者を対象として「七尾市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

#### ② 調査実施方法

調査地域	七尾市全域
調査期間	令和6年8月9日から8月26日
調査対象	①就学前児童の保護者：600人 ②小学生児童の保護者：600人
調査票の内容	①就学前児童の保護者 家庭等の子育て環境、保護者の就労状況、定期的な教育・保育事業（保育園や認定こども園など）の利用状況や利用意向、地域子育て支援事業の利用状況や利用意向、育児休業等の利用状況や利用意向
	②小学生児童の保護者 家庭等の子育て環境、保護者の就労状況、放課後の過ごし方についての現状や希望
調査方法	①就学前児童の保護者 市内認定こども園を通して、または郵送により配布・回収しました。
	②小学生児童の保護者 郵送により配布し、回答はWEBで実施しました。

#### ③ 回収結果

区分	就学前児童の保護者			小学校児童の保護者		
	配布数	回収数	回収率	配布数	回収数	回収率
市全域	600人	381人	63.5%	600人	196人	32.7%

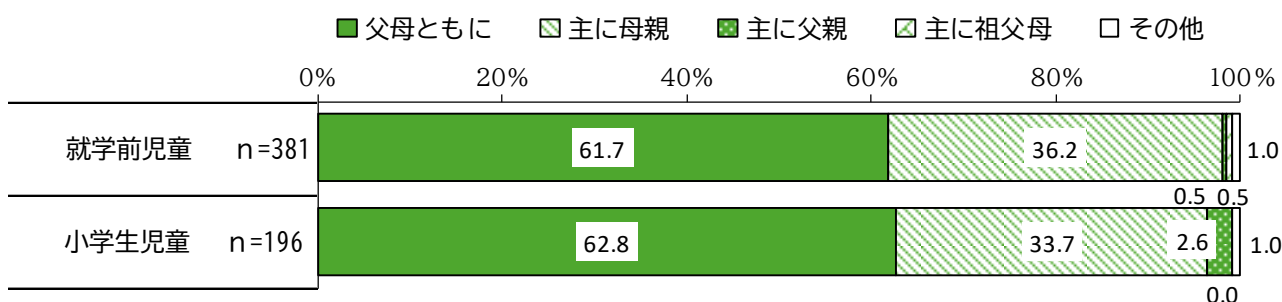
## (2) 結果の概要

### ① お子さんの育ちをめぐる環境について

家庭内で子育てや教育を主に行っているのは、就学前児童、小学生児童ともに、両親もしくは母親という家庭がほとんどです。

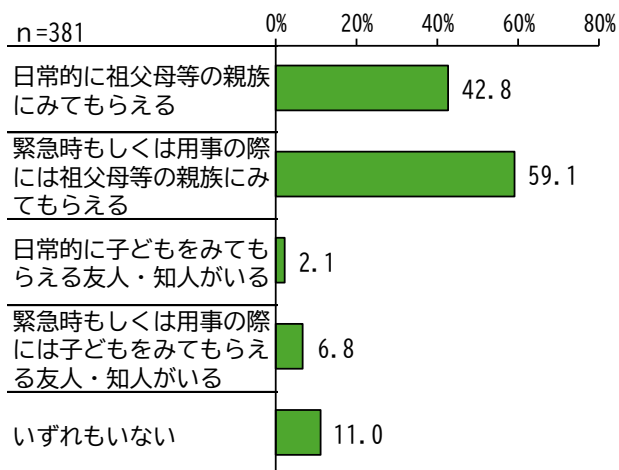
また、日常的に子どもをみてもらえる親族がいる割合は約4割、緊急時もしくは用事の際に子どもをみてもらえる親族がいる割合は約6～7割を占めており、多くの人が周囲のサポートを受けられる状態にありますが、就学前児童で約1割、小学生児童で3割のいずれもないという家庭に対するサポートが必要です。

#### ■子育てや教育を主に行っている人

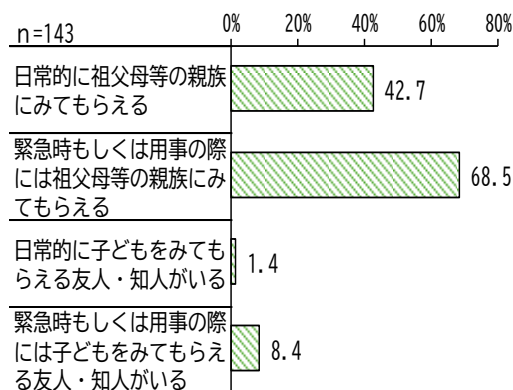


#### ■日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無

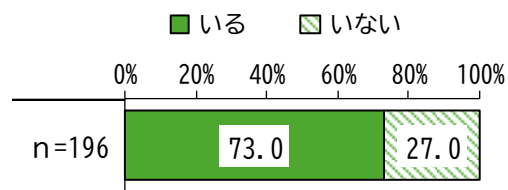
##### 就学前児童



##### 小学生児童



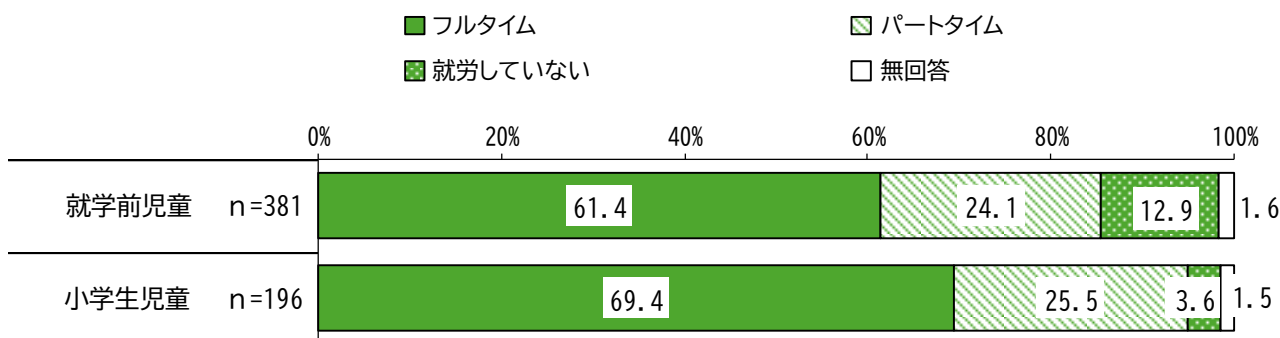
##### 小学生児童 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無



## ② 母親の就労状況について

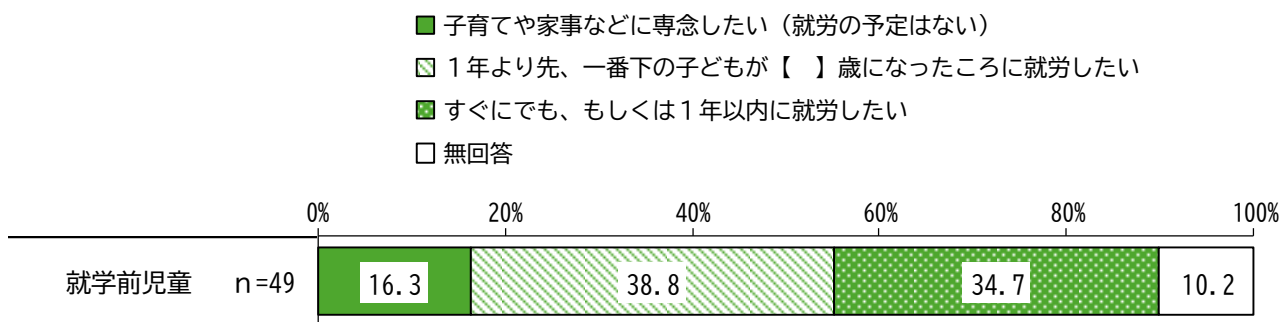
母親についてみると、就労している（フルタイム、パートタイム等）割合は就学前児童で85.5%、小学生児童で94.9%となっています。

### ■母親の就労状況



就学前児童で現在就労していない母親の就労希望の割合は「1年より先、一番下の子どもが【 】歳になったところに就労したい」で38.8%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」で34.7%となっています。

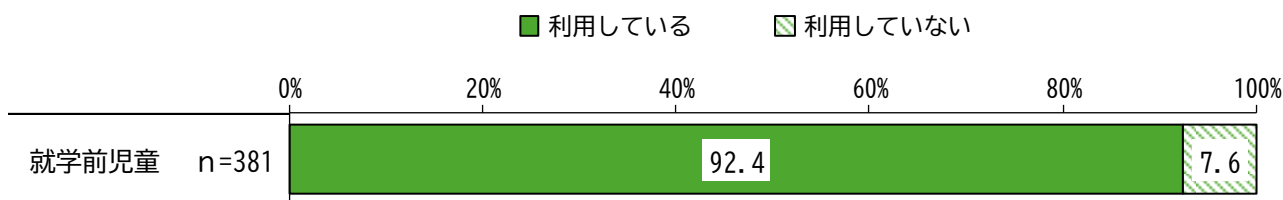
### ■現在就労していない母親の就労希望（就学前児童）



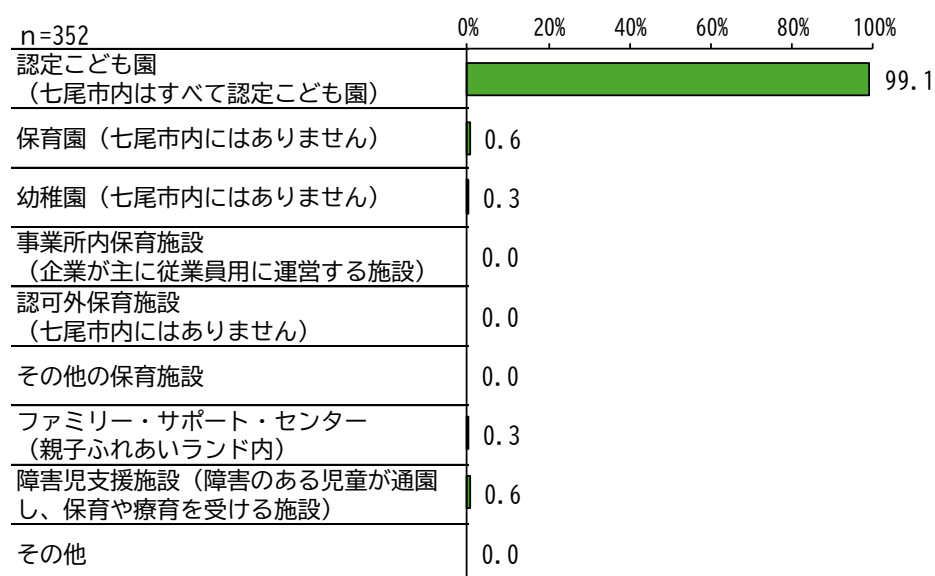
### ③ 平日の教育・保育の利用状況について（就学前児童）

本市では、平日の定期的な教育・保育施設を利用している就学前児童が全体の92.4%を占めています。そのうち、「認定こども園」の利用が最も多く99.1%となっています。

#### ■平日の認定こども園などの施設の利用状況（就学前児童）

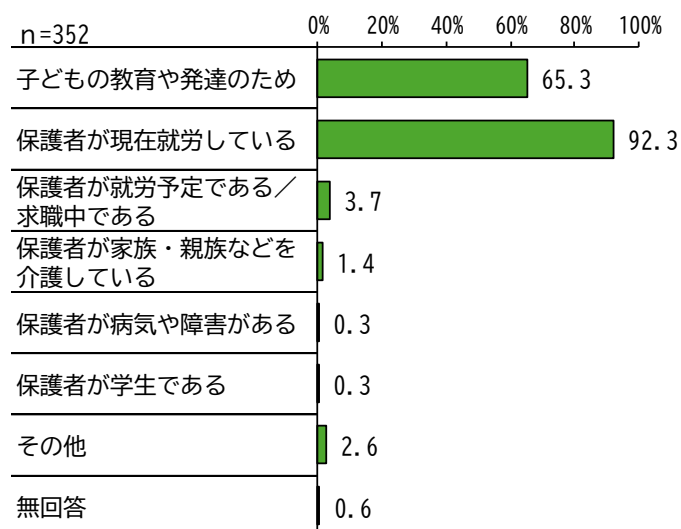


#### ■利用している認定こども園などの施設（就学前児童）



定期的な教育・保育施設を利用する理由のほとんどは、「保護者が現在就労している」(92.3%)と「子どもの教育や発達のため」(65.3%)に集中しています。

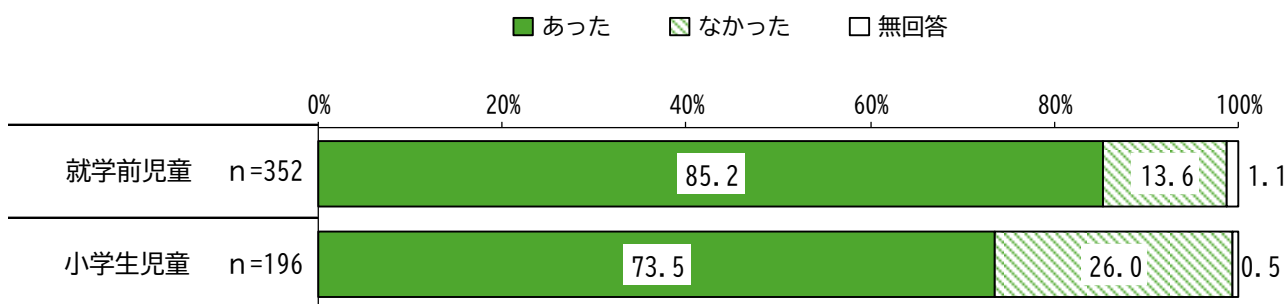
#### ■定期的な認定こども園などの施設を利用する理由（就学前児童）



#### ④ 病気の際の対応について

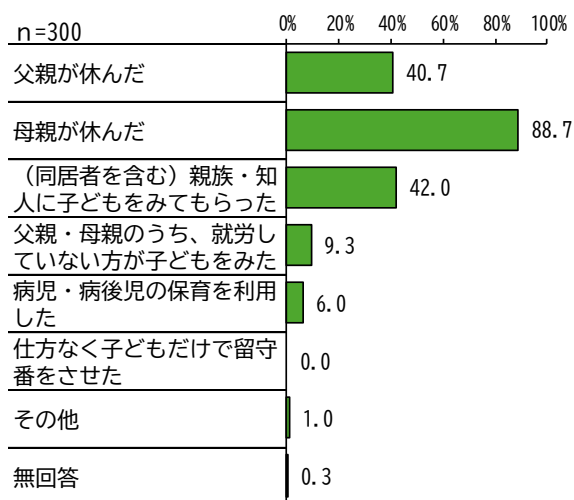
就学前児童では85.2%、小学生児童では73.5%の人が、子どもが病気やけがで普段利用している認定こども園などの施設が利用できなかったことや学校を休まなければならなかった状況が「あった」と回答しており、その際の対応として「母親が休んだ」割合が就学前児童では88.7%、小学生児童では86.1%と最も高くなっています。

#### ■病気やけがで認定こども園などの施設が利用できなかったことの有無

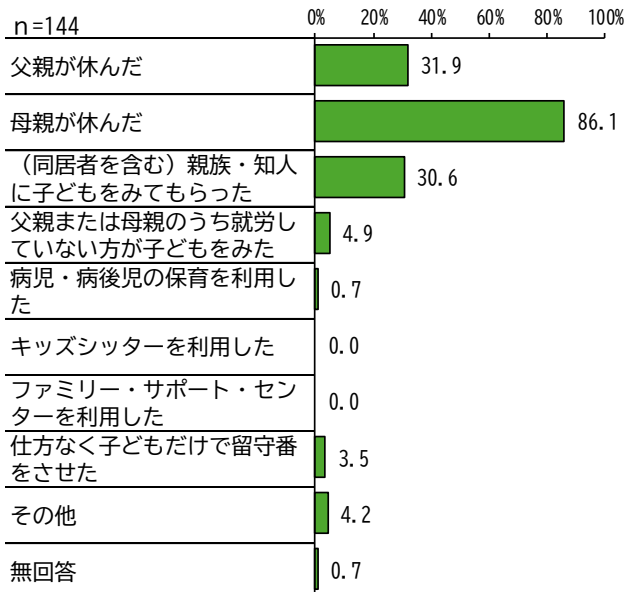


#### ■認定こども園などの施設が利用できなかった時の対応

##### 就学前児童



##### 小学生児童

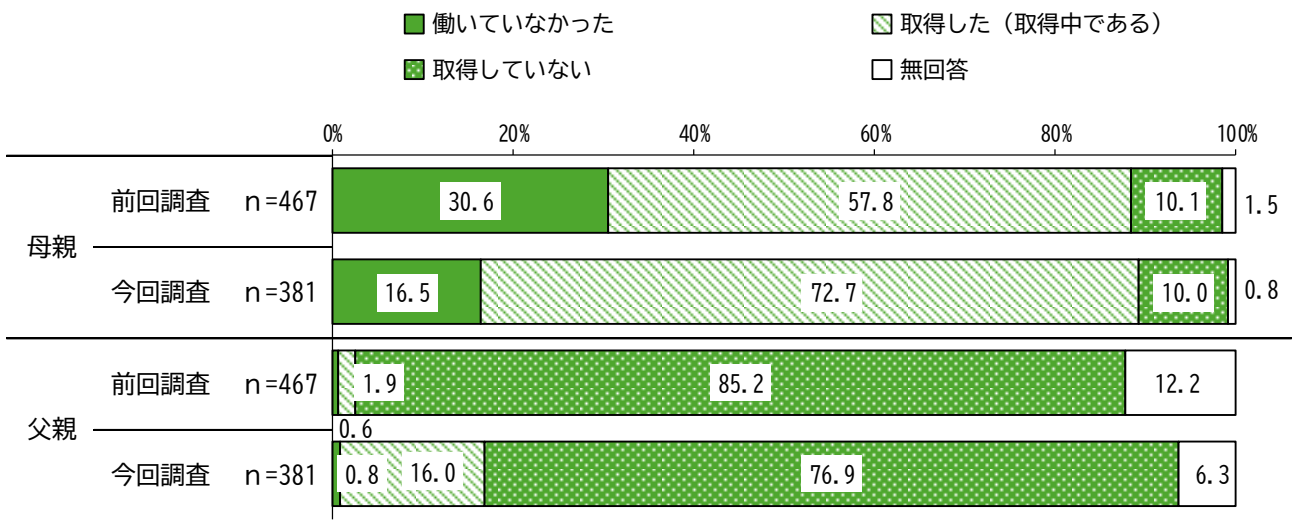


⑤ 育児休暇制度の利用状況について（就学前児童）

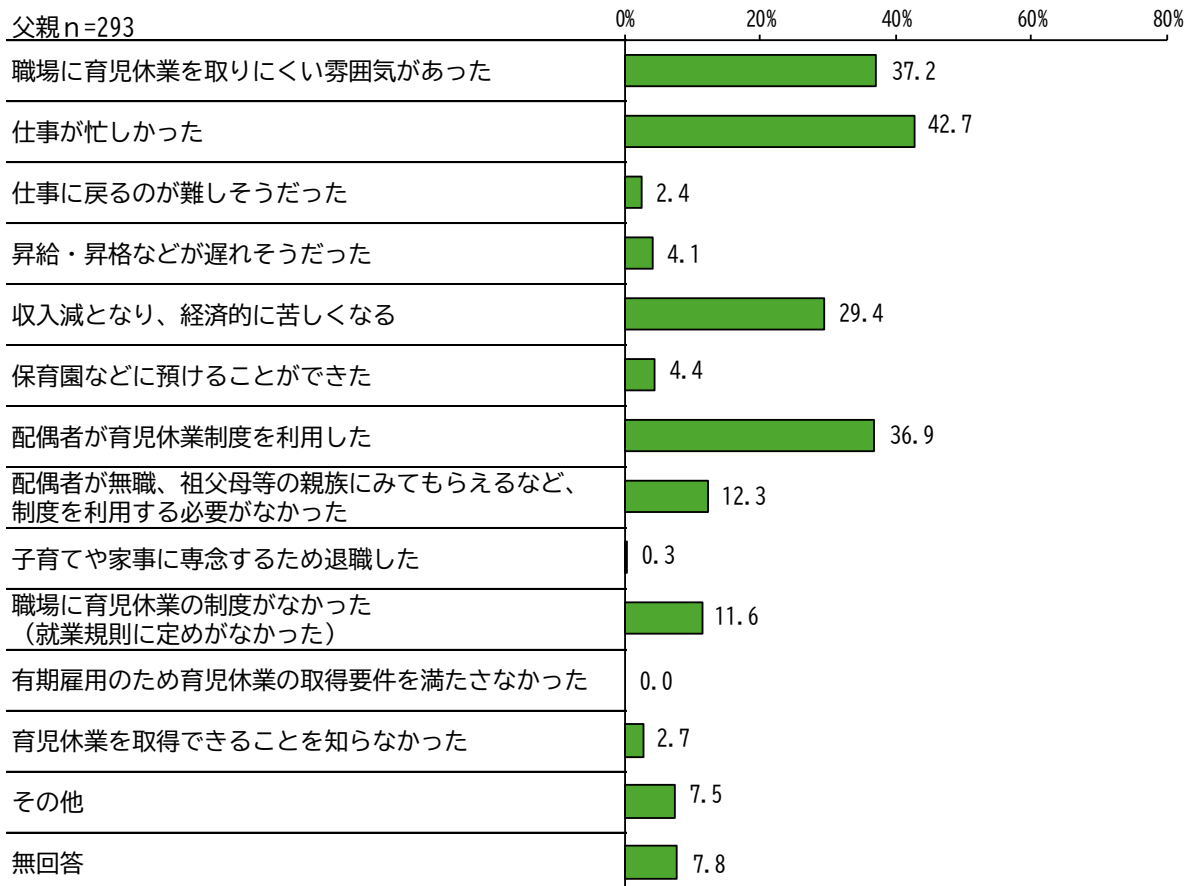
働いている方の育児休業取得割合は、母親では約7割で、前回調査より14.9ポイント増加しており、父親では約2割で、前回調査より14.1ポイント増加しています。

また、取得率は増加しているものの、父親は依然として「取得していない」が約8割と高く、取得していない理由としては「仕事が忙しかった」（42.7%）、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（37.2%）が上位となっています。

■育児休業取得状況（就学前児童）



■育児休業を取得していない理由（就学前児童 父親）

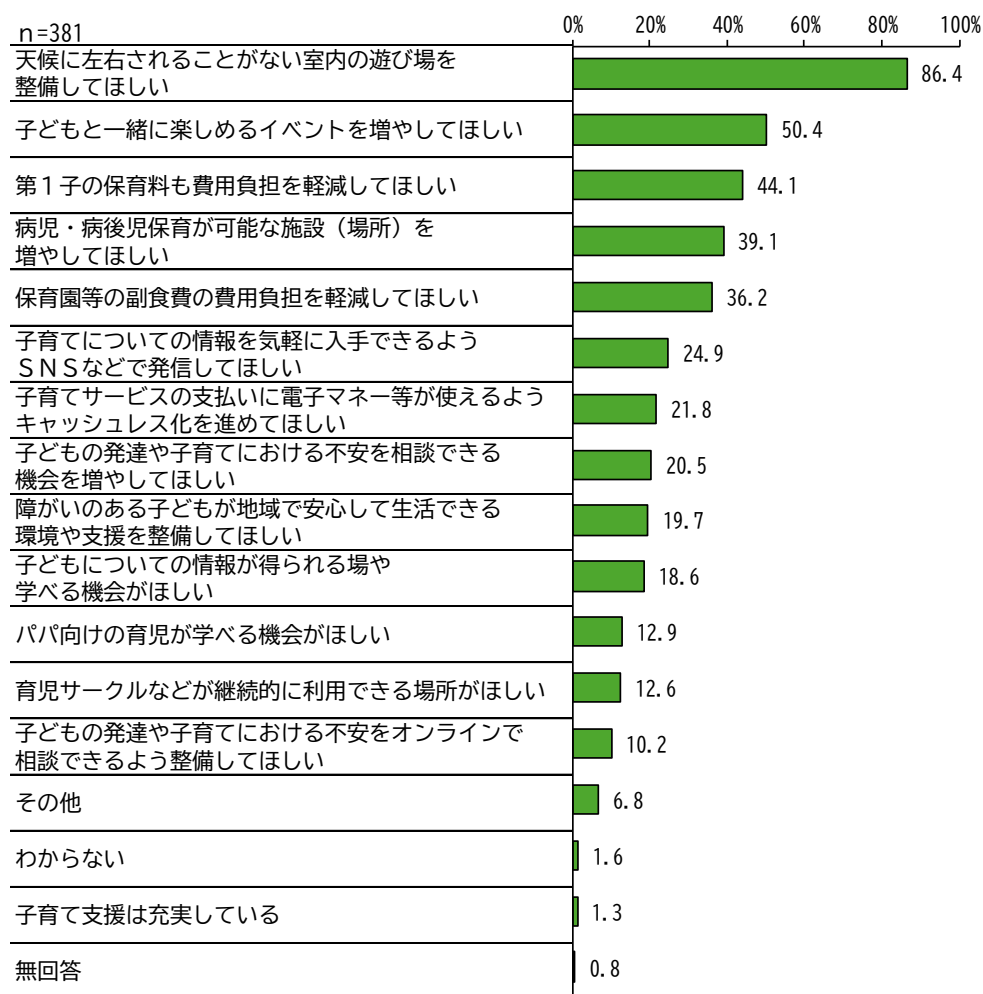


⑥ 子育て全般について

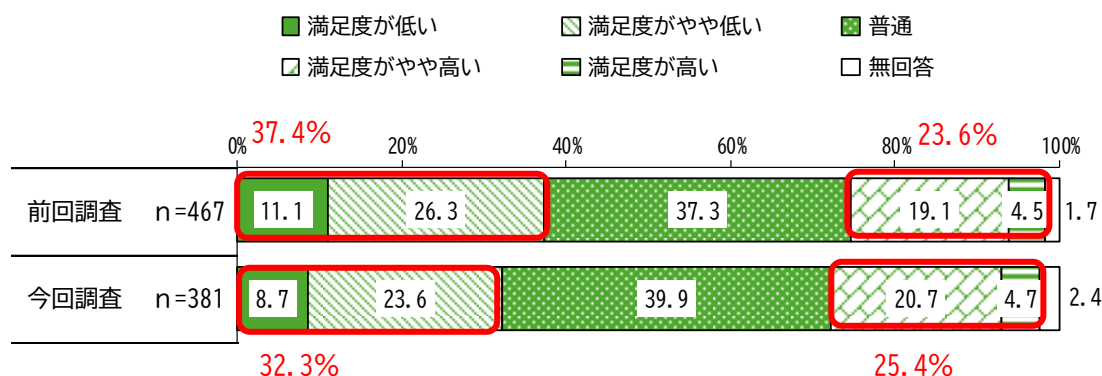
就学前児童で充実を図ってほしい子育て支援については、「天候に左右されることがない室内の遊び場を整備してほしい」が86.4%で最も高く、次いで「子どもと一緒に楽しめるイベントを増やしてほしい」が50.4%、「第1子の保育料も費用負担を軽減してほしい」が44.1%となっています。

お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について前回調査と比較すると、満足度が低い割合が減少し、満足度が高い割合が増加しています。

■充実を図ってほしい子育て支援（就学前児童）

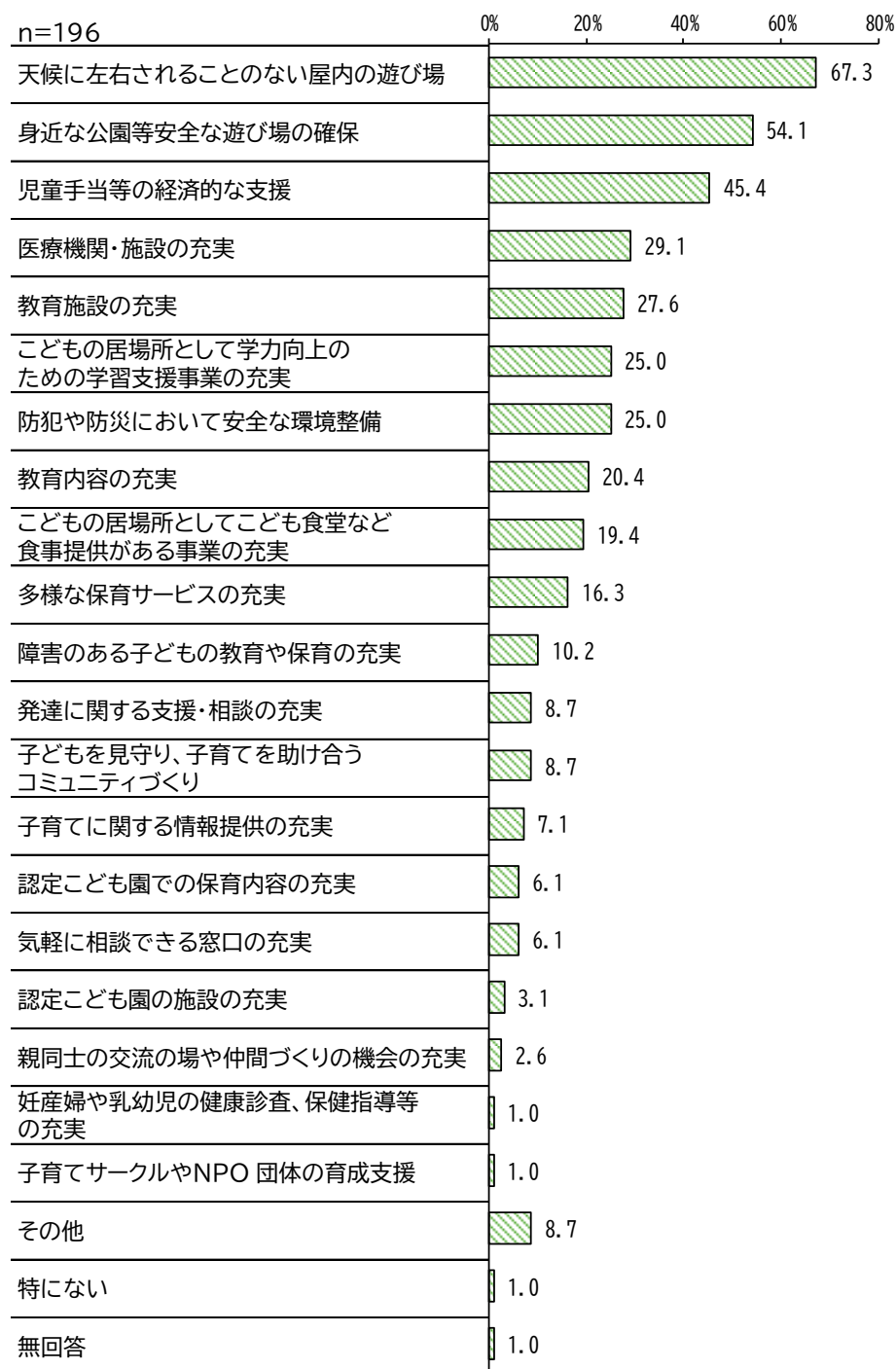


■お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度（就学前児童）



小学生児童で七尾市の子育て支援施策に期待することは「天候に左右されることのない屋内の遊び場」が67.3%で最も高く、次いで「身近な公園等安全な遊び場の確保」が54.1%、「児童手当等の経済的な支援」が45.4%、「医療機関・施設の充実」が29.1%、「教育施設の充実」が27.6%となっています。

■七尾市の子育て支援施策に期待すること（小学生児童）



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針（子ども・子育て支援法に基づく基本指針）等に即した基本理念とします。

#### 「わくわく子育て みんなで支えあう 心豊かな七尾っ子」

- I 「子どもの最善の利益が実現されるよう、七尾っ子一人ひとりの個性を尊重し、健やかで心豊かに育つような環境づくりを進める」
- II 「保護者が子育てを通して、親として成長し、子育てや子どもの成長に伴い喜びや生きがいを実感できるよう、男女が協力して子育てできる環境づくりを進める」
- III 「子育てや親育てを家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野の全ての構成員で支える社会づくりを進める」

子どもは社会の希望であり、未来を担う存在です。

明日を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育つことは、将来の七尾市が発展するために欠かせないものであり、そのためにも子どもたちを社会全体で応援していくことが重要です。

本市では、第2期計画の基本理念を「わくわく子育て みんなで支えあう 心豊かな七尾っ子」とし、地域全体で子育て家庭を支援してきました。

本計画においては、子ども・子育て支援施策を推進するにあたり、目指すべき基本理念を継承し、第3期の基本理念とします。

未来を担う七尾市の全ての子どもたちが、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められ、健やかで心豊かに育つことができるよう、また、保護者がしっかりと子どもと向き合い、子育ての喜びや生きがいを実感しながら子育てができるよう、子育てや親育てを地域社会全体で支えるまちづくりを目指します。

## 2 基本目標

本計画の基本目標については、基本理念に基づき、次の3項目を設定します。

### 基本目標Ⅰ 【子ども】

子どもの視点に立ち、全ての子どもの学びと育ちを応援する

「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との考えを基本に、七尾市の豊かな自然と風土のなかで、家庭環境や障害の有無に関係なく、全ての子どもたちが心身ともにたくましく育つことができるような環境づくりに取り組みます。

### 基本目標Ⅱ 【家庭】

家族が支えあい、楽しく子育てできるように応援する

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者が子どもと向き合い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを実感しながら子育てできるような環境づくりに取り組みます。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援体制を構築し、子育てをしている全ての家庭が、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりに取り組みます。

### 基本目標Ⅲ 【地域】

地域社会全体で支えあい、子育て家庭を応援する

家庭を中心に学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野の全ての人々が、子ども・子育て支援の重要性を理解し、各々が協働して、それぞれの役割を果たすことができるよう、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支える仕組みづくりを推進します。



### 3 施策体系

《基本理念》 わくわく子育て みんなで支えあう 心豊かな七尾っ子

主な対象	基本目標	基本方針	主要施策
子ども	Ⅰ 子どもの視点に立ち、全ての子どもの学びと育ちを応援する	1 幼児期の教育・保育の充実	(1) 質の高い幼児教育・保育の提供 (2) 多様な保育サービスの充実
		2 子どもの心身の健全やかな成長に資する教育力の向上	(1) 児童の健全育成 (2) 子どもの豊かな心の育成 (3) 子どもの居場所づくり
		3 要保護児童へのきめ細やかな取り組みの推進	(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) 特別な配慮を必要とする子どもに対する施策の充実
家庭	Ⅱ 家族が支えあい、楽しく子育てできるよう応援する	1 妊産婦及び乳幼児等の健康の保持及び増進	(1) 子どもや親の健康の保持 (2) 食育の推進 (3) 思春期保健対策の充実 (4) 小児医療の充実
		2 親育ちの環境づくりの推進	(1) 親と子の育ちの応援 (2) 家庭教育の支援 (3) 子育て家庭への相談・支援体制の充実
		3 全ての家庭が安心して子育てできる環境の整備	(1) ひとり親家庭の自立支援 (2) 経済的支援の充実 (3) 子どもの貧困対策の推進
地域	Ⅲ 地域社会全体で支えあい、子育て家庭を応援する	1 地域における子育ての応援	(1) 地域における子育て支援とネットワークづくり (2) 子育てサポーターの育成 (3) 世代間交流の促進 (4) 子育てに関する市民活動の支援
		2 職業生活と家庭生活との両立の支援	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進 (2) 男女共同参画による子育ての推進
		3 子どもの安全の確保	(1) 子どもの事故防止対策の充実 (2) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

## 4 施策の展開

### 基本目標 I に対応する施策の展開

#### I 子どもの視点に立ち、全ての子どもの学びと育ちを応援する

##### 1 幼児期の教育・保育の充実

全ての子どもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、教育・保育の量の確保や質の向上に努めます。

###### (1) 質の高い幼児教育・保育の提供

〔主な事業〕 認定こども園、保育園等の設置・運営・整備  
公開保育の実施  
保育士・保育教諭等の研修の実施  
保育士・保育教諭の確保

###### (2) 多様な保育サービスの充実

〔主な事業〕 延長保育  
一時預かり  
病児保育  
休日保育  
ショートステイ（短期入所生活援助事業）  
トワイライトステイ（夜間養護等事業）  
子育て応援サービス券の交付  
こども誰でも通園（乳児等通園支援事業）

##### 2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育力の向上

子どもたちが様々な活動を通じて健やかに育つよう、身近な場所で安全に遊び、学べる居場所づくりや地域の人々とともに様々な体験活動を行うことができる機会づくりを進めます。

###### (1) 児童の健全育成

〔主な事業〕 放課後児童クラブの設置・運営  
非行・被害防止講座の開催  
ピュアキッズスクールの開催

(2) 子どもの豊かな心の育成

〔主な事業〕 農業体験・自然体験活動の実施  
奉仕活動等の推進  
ふるさと学習の推進  
文化活動や演劇鑑賞機会の充実  
郷土料理や行事食の普及啓発  
親子料理教室

(3) 子どもの居場所づくり

〔主な事業〕 子どもの居場所づくり  
親子ふれあいの場の提供  
安全安心な遊び場づくり

3 要保護児童へのきめ細やかな取り組みの推進

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの総合的な支援策の充実と関係機関・団体と連携強化を図ります。また、障害児や保護者の養護が不適切な環境に置かれている児童など、保護を要する児童が地域で安心して共に生活できるよう、保健・医療・福祉・教育等の各種施策の連携により総合的な取り組みを推進します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

〔主な事業〕 要保護児童対策地域協議会の運営  
虐待防止啓発活動の実施  
子育て世帯訪問支援事業

(2) 特別な配慮を必要とする子どもに対する施策の充実

〔主な事業〕 育児支援体制の充実と関係機関の連携  
母子保健福祉連絡会の開催  
障害児の自立や社会参加に向けた療育相談  
親子教室の実施  
障害児保育の実施  
児童育成支援拠点事業  
親子関係形成支援事業

## 基本目標Ⅱに対応する施策の展開

### Ⅱ 家族が支えあい、楽しく子育てができるよう応援する

#### 1 妊産婦及び乳幼児等の健康の保持及び増進

子どもを安心して生み育てられ、子どもが健やかに成長できるよう、妊娠・出産から子育て期までの親と子の健康の保持及び増進を図ります。

##### (1) 子どもや親の健康の保持

- 〔主な事業〕 妊産婦・乳幼児健康診査の実施  
妊産婦・乳幼児教室、相談の実施  
乳幼児家庭訪問の実施  
妊婦・2歳児歯科健診の実施  
予防接種事業  
妊婦等包括相談支援事業（妊婦のための支援給付交付金）の実施  
産後ケア事業の実施  
妊娠期からの出産・育児に関する情報提供

##### (2) 食育の推進

- 〔主な事業〕 妊娠中からの望ましい食習慣の形成支援  
離乳食、幼児食相談の実施  
「早寝 早起き 朝ごはん」の推進

##### (3) 思春期保健対策の充実

- 〔主な事業〕 生活習慣病予防教室の実施  
こころの健康教室の実施  
喫煙・飲酒に関する教育の実施  
性教育の実施

##### (4) 小児医療の充実

- 〔主な事業〕 小児休日当番医の周知



## 2 親育ちの環境づくりの推進

子育てをする親が自信と責任を持ち主体的に子育てができるよう、また、子育ての楽しさが実感できるよう、子育てに関わる相談や情報提供、学習機会や親同士の交流の場などの充実を図り、親育ち力の強化に向けて取り組みます。

### (1) 親と子の育ちの応援

〔主な事業〕 親同士の交流活動の場の充実  
ブックスタート、ブックリスト  
出産祝金の交付

### (2) 家庭教育の支援

〔主な事業〕 家庭教育についての情報交換の場の提供

### (3) 子育て家庭への相談・支援体制の充実

〔主な事業〕 児童福祉と母子保健の一体的な相談支援  
妊娠・出産・子育ての切れ目ない相談支援  
女性相談・女性なんでも相談の充実  
子育て支援コーディネーターの配置  
子育て支援情報の提供  
子育てワンストップサービスの充実

## 3 全ての家庭が安心して子育てできる環境の整備

全ての家庭が安心して子育てができるよう、経済的支援の充実と各種制度の周知を図ります。また、ひとり親家庭の経済的支援、就労支援、生活支援を通じて、生活の安定と自立に向けて支援を行います。

### (1) ひとり親家庭の自立支援

〔主な事業〕 児童扶養手当の支給  
医療費の助成  
放課後児童クラブの利用支援  
ひとり親の能力開発支援  
ひとり親の資格取得支援  
ひとり親家庭の日常生活支援  
ひとり親の就業支援

(2) 経済的支援の充実

〔主な事業〕 児童手当の支給  
子ども医療費の助成

(3) 子どもの貧困対策の推進

〔主な事業〕 生活困窮者世帯等への学習支援  
就学援助費の支給  
児童扶養手当の支給（再掲）  
ひとり親の能力開発支援（再掲）  
ひとり親の資格取得支援（再掲）

### 基本目標Ⅲに対応する施策の展開

#### Ⅲ 地域社会全体で支えあい、子育て家庭を応援する

##### 1 地域における子育ての応援

子どもが身近な地域において心身共に健やかに成長することができるよう、また、子育て家庭の孤立化や育児不安を解消できるよう、子育てを応援できる地域づくりを進めます。

(1) 地域における子育て支援とネットワークづくり

〔主な事業〕 地域子育て支援拠点（子育て支援センター）の充実  
赤ちゃんの駅の設定  
家庭・地域・学校・その他関係機関の連携強化  
こども家庭センターの設定

(2) 子育てサポーターの育成

〔主な事業〕 ファミリー・サポート・センターの設置  
放課後児童支援員等の研修  
地域で子育てできる人材の発掘・育成

(3) 世代間交流の促進

〔主な事業〕 幼児と高齢者の交流活動の推進  
地域づくり協議会の地域交流活動支援

(4) 子育てに関する市民活動の支援

〔主な事業〕 絵本の読み聞かせ等のボランティアの育成支援

## 2 職業生活と家庭生活との両立の支援

仕事と家庭生活とを両立するため、男女共に働き方の見直しを含めた啓発活動を進めます。また、家庭において父親、母親がともに育児や家事の責任を担い、協力し合えるよう、男女共同参画による子育てを推進します。

### (1) ワーク・ライフ・バランスの推進

〔主な事業〕 育児休業制度の普及啓発  
七尾市勤労者育児休業等生活資金融資制度の利用促進

### (2) 男女共同参画による子育ての推進

〔主な事業〕 父親の保育参加の促進  
育児出前講座の実施

## 3 子どもの安全の確保

子どもたちを不慮の事故や交通事故、犯罪から守るため、警察、認定こども園、学校、地域、関係民間団体と連携・協力体制の強化を図り、総合的な事故防止対策を推進します。

### (1) 子どもの事故防止対策の充実

〔主な事業〕 子どもの事故防止の啓発活動の実施  
子どもの事故予防対策・指導の実施  
交通安全教室の実施  
交通指導の実施  
通学路安全プログラムの推進（交通安全）

### (2) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

〔主な事業〕 子ども110番の家の設置  
学校安全運動の推進  
通学路安全プログラムの推進（防犯）  
性被害防止教室の実施

## 第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### 1 本市における乳幼児期の教育・保育

---

#### (1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育園の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられ、国では、認定こども園の認可・認定手続きの簡素化などにより、新たな設置や移行をしやすいするなど、普及のための施策を打ち出しています。

こうした動向を踏まえながら、本市においても、令和6年度までに順次移行を進め、現在は幼保連携型認定こども園（私立）17園、保育所型認定こども園（公立）1園の18園となっています。

#### (2) 保育教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、本質的には全ての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる保育教諭や保育士等の人材確保や資質向上が不可欠であり、本市でも、人材の確保や育成に努めます。

保育教諭や保育士等が、より質の高い教育・保育が提供できるよう合同研修の開催、人事交流等を推進します。

「全ての子どもの健やかな育ち」や「子どもの最善の利益の保障」の重要性に鑑み、障害児など特に配慮を要する子どもについて、適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化し、担当職員の資質向上に努めます。

#### (3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援を実施することが求められています。

在宅の子育て家庭を含めて全ての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うためには、地域の子ども・子育て支援の質・量にわたる充実が重要となります。

こうした教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の果たす役割を踏まえ、社会全体が協力して、一人ひとりの子どもが「個性を持つかけがえのない存在」として認められ自己肯定感をもって成長できるよう支援していく必要があります。

#### (4) 認定こども園から小学校への円滑な接続のための連携

幼児期の教育は、子どもたちの「生きる力」の基礎やその後の教育の基盤を培う大変重要なものです。それだけに、認定こども園には、幼児期の教育・保育の充実を図ることはもとより、小学校等と連携し、小学校教育への円滑な接続に努めることが求

められます。

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校教諭と認定こども園の職員が、共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

こうしたことから、認定こども園と小学校の児童との交流や、職員との意見交換や合同研修の機会を設けるなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

#### (5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用給付について、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務執行について、県と連携して実施します。

また、利用する保護者の利便性を考慮し、各利用施設との連携のもと、公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。



## 2 計画期間の量の見込みと確保方策

---

### (1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、該当区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

本市では、子どもの人数と現在の利用状況を踏まえ、教育・保育提供区域を市全域（1区域）として定め、ニーズ量の見込みを行い、確保方策を図ることとします。

### (2) 量の見込みと確保方策の基本的な考え方

子ども・子育て支援事業計画は、認定こども園などの教育・保育や地域子ども・子育て支援事業について、必要とされる量の見込みを算出し、提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることになっています。

#### 【量の見込みの基本的な考え方】

量の見込みについては、「児童の将来推計人口」と「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の結果をもとに、国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」による算出方法により、「現在の利用状況」と「利用希望」を踏まえて設定しました。ただし、利用実績と比較し、大きな乖離が生じているものについては、実態に見合う数値補正を行いました。

なお、0歳児保育の量の見込みを算出するに当たっては、国が示す「0歳児保育の「量の見込み」等について」による算出方法により、年度当初から年度末にかけて段階的に利用者が増加することを考慮して設定しました。

#### 【確保方策の基本的な考え方】

教育・保育の確保方策については、認定こども園に対し実施した利用定員意向調査の結果を基に設定しました。

また、地域子ども・子育て支援事業の確保方策については、量の見込みを同数、または上回るように設定しました。

### (3) 教育・保育の量の見込みと確保方策

令和7年度から令和11年度までの就学前の教育・保育の量の見込みと確保方策は以下のとおりです。

事業内容	教育を希望する児童や保育を必要とする児童に対して、認定こども園などの施設において必要量を確保し、質の高い教育・保育を提供します。																																		
対象年齢	1号認定 満3歳以上かつ就学前で、学校教育のみを希望する子ども (保育の必要なし) 2号認定 満3歳以上かつ就学前で、保育を必要とする子ども 3号認定 満3歳未満で、保育を必要とする子ども																																		
現 状	<p>◎実施か所数（令和6年度）</p> <p>幼保連携型認定こども園 17か所（定員1,290人） 保育所型認定こども園 1か所（定員93人）</p> <p>◎対象児童数（令和6年4月1日現在）</p> <p>1号認定 3歳以上 113人 2号認定 3歳以上 600人 3号認定 1・2歳児 347人 0歳児 43人</p> <p>◎利用実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定こども園</td> <td>1,131人</td> <td>1,266人</td> <td>1,162人</td> </tr> <tr> <td>保育園</td> <td>282人</td> <td>15人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,413人</td> <td>1,281人</td> <td>1,179人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号認定</td> <td>97人</td> <td>112人</td> <td>109人</td> </tr> <tr> <td>2号・3号認定</td> <td>1,316人</td> <td>1,169人</td> <td>1,070人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,413人</td> <td>1,281人</td> <td>1,179人</td> </tr> </tbody> </table>				令和3年度	令和4年度	令和5年度	認定こども園	1,131人	1,266人	1,162人	保育園	282人	15人	17人	合計	1,413人	1,281人	1,179人		令和3年度	令和4年度	令和5年度	1号認定	97人	112人	109人	2号・3号認定	1,316人	1,169人	1,070人	合計	1,413人	1,281人	1,179人
	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																
認定こども園	1,131人	1,266人	1,162人																																
保育園	282人	15人	17人																																
合計	1,413人	1,281人	1,179人																																
	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																
1号認定	97人	112人	109人																																
2号・3号認定	1,316人	1,169人	1,070人																																
合計	1,413人	1,281人	1,179人																																
量の見込みの考え方	国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき算出しました。																																		
確保方策の考え方	本市は全て認定こども園に移行しており、1号・2号認定については、量の見込みを充足できる定員が確保されています。3号認定については、年度途中の入所希望を含めた提供体制の確保を図ります。また、今後も共働き家庭が増える中で、特に0歳児・1歳児のニーズが増えることが考えられることから、保育教諭の確保対策を継続しながら提供体制の確保を図ります。																																		

【量の見込みと確保方策】

		1号	2号	3号		
			保育ニーズ	0歳	1歳	2歳
令和7年度	①量の見込み	101 人	539 人	160 人	172 人	155 人
	②確保方策 (認定こども園)	143 人	666 人	160 人	190 人	196 人
	②-①	42 人	127 人	0 人	18 人	41 人
令和8年度	①量の見込み	92 人	487 人	155 人	165 人	163 人
	②確保方策 (認定こども園・保育園)	141 人	659 人	155 人	184 人	188 人
	②-①	49 人	172 人	0 人	19 人	25 人
令和9年度	①量の見込み	86 人	457 人	151 人	159 人	157 人
	②確保方策 (認定こども園・保育園)	141 人	644 人	151 人	178 人	177 人
	②-①	55 人	187 人	0 人	19 人	20 人
令和10年度	①量の見込み	81 人	432 人	146 人	154 人	152 人
	②確保方策 (認定こども園・保育園)	141 人	635 人	146 人	174 人	176 人
	②-①	60 人	203 人	0 人	20 人	24 人
令和11年度	①量の見込み	81 人	429 人	142 人	150 人	147 人
	②確保方策 (認定こども園・保育園)	141 人	625 人	142 人	169 人	175 人
	②-①	60 人	196 人	0 人	19 人	28 人

※上記数値には「他市町の子ども」も含まれています。

#### (4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

##### ① 延長保育事業

###### 【事業の概要】

事業内容	就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、通常の保育時間（保育標準時間の11時間及び保育短時間の8時間）を超えて保育を行う事業です。			
対象年齢	0歳児～5歳児			
現 状	◎実施か所数（令和6年度）：14か所			
	◎利用実績			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施施設数	17か所	16か所	14か所
	実利用人数	438人	461人	383人
量の見込みの考え方	国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき算出しました。			
確保方策の考え方	量の見込みの人数が現状を大きく上回らないことから、今後も継続して事業を実施します。			

###### 【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	341人	322人	306人	293人	288人
②確保方策	341人	322人	306人	293人	288人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

## ② 放課後児童健全育成事業

### 【事業の概要】

事業内容	保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生の児童に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全に育成することを目的とする事業です。			
対象年齢	小学生			
現 状	◎実施か所数（令和6年度）：18か所			
	◎利用実績（実利用人数）			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	低学年	423人	442人	436人
	高学年	81人	77人	92人
	合 計	504人	519人	528人
	※月ごとの実利用人数の年間平均値を記載			
量の見込みの考え方	保護者の利用ニーズが増加しているため、国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」にニーズの増加率を加えて算出しました。			
確保方策の考え方	量の見込みが現状を大きく上回らないことから、今後もニーズの増加に対応しながら事業を実施します。			

### 【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	低学年	446人	413人	378人	339人	305人
	高学年	85人	79人	76人	70人	65人
	合計	531人	492人	454人	409人	370人
②確保方策	低学年	446人	413人	378人	339人	305人
	高学年	85人	79人	76人	70人	65人
	合計	531人	492人	454人	409人	370人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人

### ③ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

#### 【事業の概要】

事業内容	保護者の疾病その他の理由により、家庭において子どもを養育することが困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業です。			
対象年齢	（ショートステイ） 18歳未満の子ども及び緊急一時的に保護が必要な親子 （トワイライトステイ） 小学校3年生までの子ども			
現 状	◎実施施設（令和6年度）：ななお乳児園 あすなる学園（穴水町）			
	◎利用実績（延べ利用人数）			
	ショートステイ	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	ななお乳児園	0人日	0人日	0人日
あすなる学園	0人日	0人日	0人日	
トワイライトステイ	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	ななお乳児園	0人日	0人日	0人日
	あすなる学園	8人日	0人日	8人日
量の見込みの考え方	国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づく算出方法によらず、過去3年間の平均年少人口（0～14歳）における平均利用人数の割合を将来推計年少人口に乗じて算出しました。			
確保方策の考え方	各施設に実施した受け入れ可能人数調査の回答を基に算出しました。施設が満員で利用できないこともあるので、委託先の拡大等、供給確保に努めていきます。			

#### 【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4人日	3人日	3人日	3人日	3人日
②確保方策	ショートステイ	72人日	72人日	72人日	72人日
	トワイライトステイ	72人日	72人日	72人日	72人日
	合計	144人日	144人日	144人日	144人日
②-①	140人日	141人日	141人日	141人日	141人日

#### ④ 地域子育て支援拠点事業

##### 【事業の概要】

事業内容	公共施設や認定こども園等の地域の身近な場所で、乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。			
対象年齢	小学校就学前の児童（主としておおむね3歳未満の児童）			
現 状	◎実施か所数（令和6年度）：8か所			
	◎利用実績（就学前児童0歳児～5歳児）			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	延べ利用人数	8,630人日	11,942人日	13,843人日
	か所数	7か所	7か所	8か所
量の見込みの考え方	国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき算出しました。			
確保方策の考え方	現施設において、量の見込みに対応できる体制となっていますので、今後も引き続き、供給確保に努めていきます。			

##### 【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	12,223人日	12,131人日	11,715人日	11,345人日	11,022人日
②確保方策	12,223人日	12,131人日	11,715人日	11,345人日	11,022人日
	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

## ⑤ 一時預かり事業

### 【事業の概要】

事業内容	在園児を対象とした「幼稚園型」は、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、預かりを希望する児童を教育（保育）する事業です。また、認定こども園等を利用していない児童を対象とした「一般型」は、一時的に家庭での保育が困難となった場合や育児疲れによる保護者の心理的、身体的負担を軽減するため、一時的に児童を預かる事業です。														
対象年齢	幼稚園型 3～5歳児 一般型 0～5歳児														
現 状	<p>◎実施か所数（幼稚園型）</p> <p>令和6年度：認定こども園 2か所</p> <p>実施か所数（一般型）</p> <p>令和6年度：認定こども園 12か所 親子ふれあいランド 1か所</p> <p>◎利用実績（延べ利用人数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園型</td> <td>6,224人日</td> <td>1,620人日</td> <td>3,660人日</td> </tr> <tr> <td>一般型</td> <td>2,279人日</td> <td>2,295人日</td> <td>2,173人日</td> </tr> </tbody> </table>				令和3年度	令和4年度	令和5年度	幼稚園型	6,224人日	1,620人日	3,660人日	一般型	2,279人日	2,295人日	2,173人日
	令和3年度	令和4年度	令和5年度												
幼稚園型	6,224人日	1,620人日	3,660人日												
一般型	2,279人日	2,295人日	2,173人日												
量の見込みの考え方	国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づく算出方法によらず、過去3か年のうち最も多い数値を基に算定した結果に、これまで石川県在宅育児家庭通園保育モデル事業で実施していた保育の預かり利用者が、一時預かりに移行することが予想されるため、そのニーズを含め算出しました。														
確保方策の考え方	現施設において、量の見込みに対応できる体制となっていますので、今後も引き続き、供給確保に努めていきます。														

### 【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み	6,928人日	6,411人日	6,075人日	5,773人日	5,645人日	
②確保方策	幼稚園型	4,328人日	3,911人日	3,675人日	3,473人日	3,445人日
	一般型	2,600人日	2,500人日	2,400人日	2,300人日	2,200人日
	合計	6,928人日	6,411人日	6,075人日	5,773人日	5,645人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	

## ⑥ 病児保育事業

### 【事業の概要】

事業内容	子どもが病気の際に、保護者が就労しているなど自宅での保育が困難な場合に、病院・認定こども園において一時的に保育する事業です。			
対象年齢	病児対応型 0歳児～小学生 体調不良児対応型 0～5歳児			
現 状	◎実施か所数（令和6年度） ・病児対応型：1か所 （病児保育室あんず（恵寿総合病院内） 定員3人） ・体調不良児対応型：認定こども園 13か所  ◎利用実績（延べ利用人数）			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	病児対応型	78人日	43人日	86人日
	体調不良児対応型	1,603人日	1,763人日	2,067人日
量の見込みの考え方	国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づく算出方法によらず、過去3か年の数値を基に算出しました。			
確保方策の考え方	現施設で対応できる量の見込みとなっていますので、今後も引き続き供給確保に努めます。			

### 【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み	2,135人日	2,016人日	1,920人日	1,837人日	1,803人日	
②確保方策	病児対応型	100人日	100人日	100人日	100人日	100人日
	体調不良児対応型	2,100人日	2,100人日	2,100人日	2,100人日	2,100人日
②-①	65人日	184人日	280人日	363人日	397人日	

## ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

### 【事業の概要】

事業内容	子どもの預かり等の援助を行いたい人（協力会員）と、援助を受けたい人（依頼会員）からなる会員組織を設立し、相互援助活動の連絡・調整等を行う事業です。			
対象年齢	未就学児、小学生			
現 状	◎実施か所数（令和6年度）：1か所（親子ふれあいランド）			
	・NPO法人ぽっかぽかに委託			
	・会員数（令和6年度）：協力会員51人、依頼会員59人、 両方会員3人			
	◎利用実績（延べ利用人数）			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	未就学児	131人日	57人日	37人日
	小学生	108人日	114人日	92人日
	合計	239人日	171人日	129人日
量の見込みの考え方	国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき算出しました。			
確保方策の考え方	量の見込みに対応できる体制であることから、現状のサービスを維持し、供給確保を継続します。			

### 【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	133人日	127人日	122人日	116人日	110人日
②確保方策	未就学児	50人日	50人日	50人日	50人日
	小学生	83人日	77人日	72人日	66人日
	合計	133人日	127人日	122人日	116人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

## ⑧ 利用者支援事業

### 【事業の概要】

事業内容	【こども家庭センター型】 母子の健康の保持増進や、育児に関する悩みから虐待への予防的な対応まで様々な相談に対応し、妊娠期から子育て期にわたるまで個々の家庭に応じ関係機関と連携した切れ目ない相談支援を行う事業です。											
対 象	全ての妊産婦及び子どもとその家庭等											
現 状	<p>◎実施か所数（令和6年度）：1か所（七尾市こども家庭センター）</p> <p>令和6年4月から、「子育て世代包括支援センター」と「こども家庭総合支援拠点」を統合した「七尾市こども家庭センター」を設置しています。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母子保健型 （子育て世代包括 支援センター）</td> <td>1か所</td> <td>1か所</td> <td>1か所</td> </tr> </tbody> </table>					令和3年度	令和4年度	令和5年度	母子保健型 （子育て世代包括 支援センター）	1か所	1か所	1か所
	令和3年度	令和4年度	令和5年度									
母子保健型 （子育て世代包括 支援センター）	1か所	1か所	1か所									
量の見込み の考え方	事業の実施拠点である、七尾市こども家庭センターの設置数を考慮し設定しました。											
確保方策の 考え方	現状を維持して対応することとします。											

### 【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

## ⑨ 妊婦健康診査

### 【事業の概要】

事業内容	母体や胎児の健康の保持増進を図るため、妊婦に対する基本的な健康診査として、①健康状態の把握、②検査・計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。														
対 象	全ての妊婦														
現 状	<p>妊娠届出書の提出の際、妊娠週数に合わせた受診券を交付しています。          (妊婦健康診査受診券：基本健診14回、超音波検査4回、血液検査3回)</p> <p>◎交付人数(令和5年度)：175人          ◎実施体制：県内の医療機関(産婦人科)に委託しています。          ◎実施場所：県内の医療機関(産婦人科)          ◎利用実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付人数</td> <td>201人</td> <td>230人</td> <td>175人</td> </tr> <tr> <td>延べ受診回数</td> <td>2,474回</td> <td>2,465回</td> <td>2,134回</td> </tr> </tbody> </table>				令和3年度	令和4年度	令和5年度	交付人数	201人	230人	175人	延べ受診回数	2,474回	2,465回	2,134回
	令和3年度	令和4年度	令和5年度												
交付人数	201人	230人	175人												
延べ受診回数	2,474回	2,465回	2,134回												
量の見込みの考え方	0歳児の将来推計人口を基に妊婦健康診査受診券の交付人数を算出しました。この交付人数に過去4年間の1人当たりの平均受診回数を乗じて延べ受診回数を算出しました。														
確保方策の考え方	市内のみならず、県内の医療機関(産婦人科)で受診することができ、量の見込みに対応できる体制であることから、現状の受診しやすい体制を継続し、供給確保します。														

### 【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	交付人数	185人	179人	174人	168人	164人
	健診回数	2,203回	2,132回	2,072回	2,001回	1,953回
②確保方策	交付人数	185人	179人	174人	168人	164人
	健診回数	2,203回	2,132回	2,072回	2,001回	1,953回
	実施場所	県内の医療機関(産婦人科)				
	実施体制	県医師会を通して委託した県内の医療機関(産婦人科)				
	検査項目	七尾市妊産婦及び乳児一般健康診査事業実施要綱に定める項目				
	実施時期	①妊娠初期 ～12週：1回 ②妊娠12週～23週：4週間に1回 ③妊娠24週～35週：2週間に1回 ④妊娠36週～分娩：1週間に1回				

## ⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業の概要】

事業内容	生後2か月の乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、育児、子育て支援に関する情報提供や母子の健康状態、養育環境等の把握や支援を行う事業です。			
対 象	生後2か月の乳児のいる全ての家庭			
現 状	◎訪問実施人数（令和5年度）：214人（実人数）			
	◎実施体制：市職員（保健師）11人（令和5年4月1日現在）			
	◎実施機関：七尾市			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	198人	184人	214人
量の見込みの考え方	0歳児の将来推計人口を基に算出しました。			
確保方策の考え方	量の見込みに対応できる体制であることから、現状のサービスを維持し、供給確保を継続します。			

### 【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実人数	173人	167人	162人	157人	153人
	実人数	173人	167人	162人	157人	153人
②確保方策	実施体制	市職員（保健師）14人				
	実施機関	七尾市				

## ⑪ 養育支援訪問事業

### 【事業の概要】

事業内容	養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援する事業です。			
対 象	養育支援が必要な家庭			
現 状	◎訪問実施人数（令和5年度）：25人（実人数） ◎実施体制：市職員（保健師）11人（令和5年4月1日現在） ◎実施機関：七尾市 ◎利用実績			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	28人	31人	25人
量の見込みの考え方	過去4年間の乳児家庭全戸訪問対象件数に対する養育支援訪問実施件数の割合の平均に、各年度の将来推計を乗じて算出しました。			
確保方策の考え方	量の見込みに対応できる体制であることから、現状のサービスを維持し、供給確保を継続します。			

### 【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実人数	25人	24人	23人	23人	22人
	実人数	25人	24人	23人	23人	22人
②確保方策	実施体制	市職員（保健師）14人				
	実施機関	七尾市				

## ⑫ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

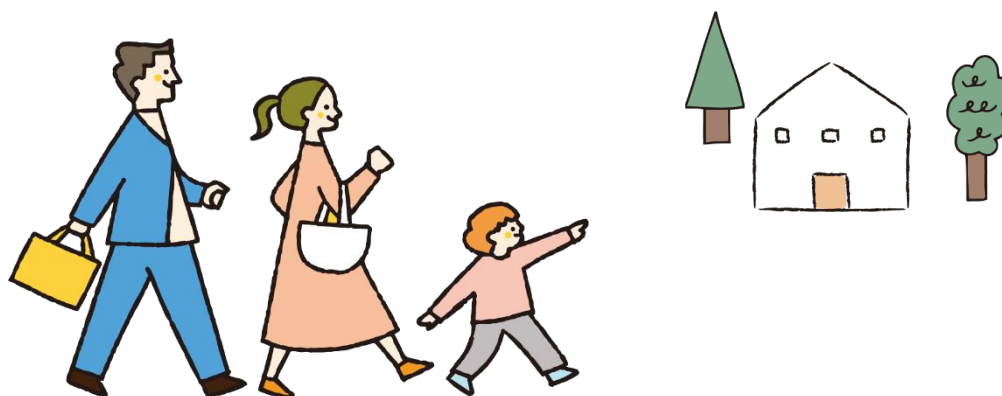
### 【事業の概要】

令和6年子ども・子育て支援法改正により、新たに地域子ども・子育て支援事業として位置付けられた事業です。

事業内容	保護者の就労の有無や利用目的に関わらず、保育所等を月一定時間まで柔軟に利用できる通園制度で、集団生活の機会を通じて子どもの成長を応援し、保護者の子育てに関する相談支援などを行う事業です。
対 象	生後6か月から満3歳未満の未就園児
現 状	◎試行的事業の実施か所数（令和6年度） ・余裕活用型：16か所 ※利用定員に達しない認定こども園が、定員の範囲内で受け入れる方法 本市においては、令和8年度からの本格実施に向けて、令和6年度において「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業」を実施しています。
量の見込みの考え方	就学前児童を対象としたニーズ調査結果を利用し、各年度の将来推計をした未就園児（将来推計人口から推計就園児童を除いた人数）に調査結果の割合を乗じて算出しました。月一定時間は、こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会において令和7年度の補助上限として示された10時間と仮定しました。
確保方策の考え方	量の見込みに対応できる体制となるよう、ニーズに応じた供給確保に努めていきます。また、令和8年度以降は、国の動向を注視し、必要に応じて実施内容の見直し等を検討します。

### 【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	73人	71人	69人	67人	65人
②確保方策	73人	71人	69人	67人	65人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人



### ⑬ 妊婦等包括相談支援事業

#### 【事業の概要】

令和6年児童福祉法改正により、新たに地域子ども・子育て支援事業として位置付けられた事業です。

事業内容	妊婦、その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。			
対 象	全ての妊婦・産婦			
現 状	◎面談実施合計回数（令和5年度）：175人（妊娠届出数（組）） 582回			
	◎実施体制：市職員（保健師）11人（令和5年4月1日現在）			
	◎実施機関：七尾市			
	◎利用実績（面談実施合計回数）			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	合計	-	-	582回
	本市においては、令和5年度から事業を実施しています。			
量の見込みの考え方	0歳児の将来推計人口を基に妊娠届出数を算出しました。この妊娠届出数に3回の面談回数を乗じて面談実施合計回数を算出しました。			
確保方策の考え方	量の見込みに対応できる体制であることから、現状のサービスを維持し、供給確保を継続します。			

#### 【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	妊娠届出数	173件	167件	162件	157件	153件
	1組当たり面談回数	3回	3回	3回	3回	3回
	面談実施合計回数	519回	501回	486回	471回	459回
②確保方策	面談実施合計回数	519回	501回	486回	471回	459回
	実施体制	市職員（保健師）14人				
	実施機関	七尾市				

## ⑭ 産後ケア事業

### 【事業の概要】

令和6年子ども・子育て支援法の改正により、新たに地域子ども・子育て支援事業として位置付けられた事業です。

事業内容	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。			
対 象	産後1年未満の母と子			
現 状	◎実施場所：県内の医療機関（産婦人科）、助産所			
	◎実施か所数（令和5年度）			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊型                 : 3か所</li> <li>・デイサービス型 : 2か所</li> </ul>			
	◎利用実績（延べ利用日数）			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	合計	3人日	1人日	24人日
量の見込みの考え方	過去の最も多い利用実績を基に算出しました。			
確保方策の考え方	量の見込みに対応できる体制であることから、現状のサービスを維持し、供給確保を継続します。			

### 【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		24人日	24人日	24人日	24人日	24人日
②確保方策	宿泊型	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日
	デイサービス型	4人日	4人日	4人日	4人日	4人日
②-①		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

## ⑮ 子育て世帯訪問支援事業

### 【事業の概要】

令和4年児童福祉法の改正により令和6年4月から施行され、新たに地域子ども・子育て支援事業として位置付けられた事業です。

なお、本市では令和3年度から産後ヘルパー派遣事業を開始し、令和5年度からは妊娠中の方も対象とし、産前・産後ヘルパー派遣事業として実施してきました。

事業内容	虐待リスク等の高まりを未然に防ぐために、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。											
対 象	七尾市内に住所を有する18歳未満の児童やその保護者または妊婦及び産後1年以内で、次の項目に該当する世帯 (1) 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者 (2) 妊娠中及び産後の体調不良または心身の疾病のため、家事や育児を行うことが困難であり、かつ、親族等から支援を受けられない世帯 (3) 妊産婦健康診査の結果、身体的ケア及び心理的ケアが必要と認められる世帯 など											
現 状	◎訪問実施世帯数（令和5年度）：1世帯 ◎実施体制：対象者と面談、調整し、NPO法人ぽっかぽかへ委託 ◎利用実績（延べ日数） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>28人日</td> <td>15人日</td> <td>7人日</td> </tr> </tbody> </table>					令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	28人日	15人日	7人日
	令和3年度	令和4年度	令和5年度									
合計	28人日	15人日	7人日									
量の見込みの考え方	国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき算出しました。											
確保方策の考え方	量の見込みに対応できる体制であることから、現状のサービスを維持し、供給確保を継続します。また、必要に応じて実施内容の拡充等を検討します。											

### 【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	42人日	40人日	38人日	36人日	34人日
②確保方策	42人日	40人日	38人日	36人日	34人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

## ⑯ 児童育成支援拠点事業

### 【事業の概要】

令和4年児童福祉法の改正により令和6年4月から施行され、新たに地域子ども・子育て支援事業として位置付けられた事業です。

事業内容	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供する事業です。
対 象	本事業による支援が必要と市が認めた人

### 【現 状】

本市では実施していません。

### 【量の見込みと確保方策】

関係機関等との連携等によりニーズ把握に努め、実施を今後検討していきます。

## ⑰ 親子関係形成支援事業

### 【事業の概要】

令和4年児童福祉法の改正により令和6年4月から施行され、新たに地域子ども・子育て支援事業として位置付けられた事業です。

事業内容	保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者等を対象に、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業です。
対 象	本事業による支援が必要と市が認めた人

### 【現 状】

本市では実施していません。

### 【量の見込みと確保方策】

関係機関等との連携等によりニーズ把握に努め、実施を今後検討していきます。

## ⑱ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【事業の概要】

保護者が各施設事業者へ支払う日用品、文房具等の購入に要する費用及び食事の提供に要する費用について、低所得世帯を対象に費用を補助する事業です。

### 【現 状】

必要とされる方に事業を実施します。

### 【量の見込みと確保方策】

国の動向に応じ補助を行っていきます。

## ⑲ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### 【事業の概要】

保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行う事業です。

また、多様な主体による事業実施を促進することが必要であるため、私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助する事業です。

### 【現 状】

本市では実施していません。

### 【量の見込みと確保方策】

待機児童がないことから、新規参入事業者に対する事業は実施する予定はありません。

また、特別な支援を必要とする子どもに係る補助については、必要に応じて確保方策を検討します。

資料編

1 七尾市健康福祉審議会 児童福祉分科会委員

(五十音順、敬称略)

	会長 副会長	氏名	所属・団体名等
1		稲田 ソト子	七尾市民生委員児童委員協議会
2		川井 久也	石川県立七尾特別支援学校
3		国分 由紀子	市民代表
4	副会長	櫻井 定宗	七尾市法人立保育連絡協議会
5	会長	新谷 勝士	七尾市立小中学校校長会
6		出島 茂弘	七尾市地区社会福祉協議会等連合会
7		堂下 陽子	七尾鹿島保護区保護司会
8		鳥畑 静子	七尾市保育士会
9		中谷 茂和	(一社)七尾市医師会
10		平田 直美	石川県能登中部保健福祉センター
11		前濱 雪枝	市民代表
12		水上 明	石川県七尾児童相談所
13		都 由紀彦	七尾市法人立保育連絡協議会

## 2 計画策定までの経緯

年 月 日	事 項
令和6年5月23日	市長から七尾市健康福祉審議会へ諮問
令和6年7月18日	令和6年度第1回七尾市健康福祉審議会 ・第3期七尾市子ども・子育て支援事業計画策定について
令和6年7月25日	令和6年度第1回七尾市健康福祉審議会児童福祉分科会 (七尾市子ども・子育て会議) ・第3期七尾市子ども・子育て支援事業計画策定について
令和6年8月9日 ～8月26日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査実施
令和6年11月27日	令和6年度第2回七尾市健康福祉審議会児童福祉分科会 (七尾市子ども・子育て会議) ・ニーズ調査の報告について ・第3期七尾市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
令和6年12月26日	令和6年度第3回七尾市健康福祉審議会児童福祉分科会 (七尾市子ども・子育て会議) ・第3期七尾市子ども・子育て支援事業計画の教育・保育及び 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について
令和7年1月14日 ～1月27日	パブリックコメントの実施
令和7年1月30日	令和6年度第2回七尾市健康福祉審議会 ・第3期七尾市子ども・子育て支援事業計画(案)について
令和7年2月20日	令和6年度第4回七尾市健康福祉審議会児童福祉分科会 (七尾市子ども・子育て会議) ・第3期七尾市子ども・子育て支援事業計画(案)について
令和7年2月27日	令和6年度第3回七尾市健康福祉審議会 ・第3期七尾市子ども・子育て支援事業計画(案)について
令和7年3月14日	七尾市健康福祉審議会から市長へ答申

### 3 用語説明

#### あ

##### 【赤ちゃんの駅】

市内児童福祉施設等の子育て家庭が利用する施設において、授乳やおむつ替え等ができるものを設置すること。

##### 【一時預かり】

保育園等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や育児疲れによる保護者の心理的、身体的負担を軽減するため、主として昼間において、児童を一時的に預かること。

##### 【延長保育】

就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、通常の保育時間（保育標準時間の11時間及び保育短時間の8時間）を超えて保育を行うこと。

#### か

##### 【家庭的保育】

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行うもの。

##### 【教育・保育施設】

認定こども園法第二条第六項に規定する「認定こども園」、学校教育法第一条に規定する「幼稚園」及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する「保育所」のこと。

##### 【こころの健康】

こころが健康な状態とは、こころの病気にかかっていないだけでなく、その人らしい生き生きとしたこころの状態が保たれ、個人生活はもちろん、家庭生活、社会生活を送ることができる状態で、主に次のような要素から構成されると考えられている。

情緒的健康：自分の感情に気付き、それを表現できること

知的健康：その時々状況に応じ適切に考え、問題解決ができること

社会的健康：他の人や社会と建設的で良い関係を築けること

人間的健康：人生の目的や意義を見だし、主体的に自分の人生を選択できること

##### 【こころの健康教室】

こころの健康やこころの病に関して理解を深め、正しい知識を普及することを目的とするもの。

##### 【子育て応援サービス券】

出生児の保護者に対して、一時預かり、病児・病後児保育、ショートステイ、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの利用料の一部として利用できる子育て応援サービス券を支給するもの。

### 【子育て支援コーディネーター】

子育て支援に関する情報を一元的に把握し、ニーズに対応して提供する専門家である子育て支援コーディネーターを子育て支援センターや認定こども園、保育園などに配置し、家庭での保育サービスを計画的かつ継続的に利用できるよう子育て支援プランを策定するもの。

### 【子育て世代包括支援センター】

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目のない支援を提供するワンストップ拠点のこと。

### 【子育てワンストップサービス】

自治体の子育てに関する行政サービスの検索やオンラインでの手続き申請ができるサービスの総称のこと。

### 【こども家庭センター】

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関で、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担うもの。

### 【子ども・子育て関連3法】

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

### 【子ども・子育て支援】

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援のこと。

## さ

### 【事業所内保育】

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行うもの。

### 【施設型給付】

認定こども園・幼稚園・保育園（教育・保育施設）を通じた共通の給付をすること。

### 【市町村子ども・子育て支援事業計画】

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成するもの。

### 【市町村等が設置する「子ども・子育て会議」】

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づく市町村における「審議会その他合議制の機関」のこと。

### 【児童手当】

家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、高校修了相当年齢までの子どもを養育している方に手当を支給するもの。

### 【児童扶養手当】

離婚などにより、父又は母と同一生計にない児童を養育しているひとり親家庭等の養育者に児童扶養手当を支給するもの。

### 【小規模保育】

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行うもの。

### 【小児休日当番医】

医師会等の協力のもと、市内小児科医の輪番制により休日の小児救急医療体制を確保するもの。

### 【ショートステイ（子育て短期支援事業）】

保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童の養育が一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に保護を必要とする場合等に一定期間、養育・保護を行うこと。

た

### 【多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業】

国の計画に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行うもの。

### 【地域子ども子育て支援事業】

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行うもの。

### 【地域子育て支援拠点事業】

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うもの。

### 【地域子ども子育て支援事業】

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等のこと。

### 【通学路安全プログラム】

通学路における危険箇所について、学校、教育委員会、地域、警察、道路管理者等関係機関が連携して必要な対策を検討・実施する仕組みのこと。

### 【トワイライトステイ（夜間養護等事業）】

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他の緊急の場合において、その児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行うこと。

な

### 【乳児家庭全戸訪問】

生後2か月の乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、育児、子育て支援に関する情報提供や母子の健康状態、養育環境等の把握を行うこと。

### 【認定こども園】

幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持つ、幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型があり、「保護者が働いている・いない」に関わらず利用できるもの。

### 【妊婦健康診査】

妊婦の健康の保持増進を図るため、妊婦に対する健康診査（診察、計測、各種検査を実施するとともに必要に応じて、保健指導を行う。）を実施する費用を助成すること。

は

### 【ピュアキッズスクール】

警察署の協力のもと、小学校・中学校で行う、「やっていいこと、悪いこと」を自分で考えながら、社会のルールを守って行動できるようになるための授業のこと。

### 【病児保育】

保護者が就労しているなど、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育園等において一時的に保育すること。

### 【ファミリー・サポート・センター】

子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織を設立し、相互援助活動の連絡・調整等を行うこと。

### 【ブックスタート】

生後3～4か月の乳児とその保護者に絵本等を配布し、乳児の言葉と心を育むとともに、育児を楽しむ機会を提供すること。

### 【ブックリスト】

生後1歳6か月の幼児とその保護者に子どもの成長段階に応じた幼児向けのブックリストを作成・配布すること。

### 【保育園】

保護者が労働や病気などのため、保育できない乳幼児を保護者に代わって保育する施設のこと。

### 【保育所型認定こども園】

認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプのこと。

### 【保育の必要性の認定】

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みのこと。

#### 【参考】認定区分

- ・ 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみの就学前子ども（保育を必要としない子ども）
- ・ 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
- ・ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

### 【放課後児童クラブ】

保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生の児童に対して、適正な遊び場及び生活の場を提供し、健全に育成すること。

や

### 【養育支援訪問】

養育支援が必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保すること。

### 【幼稚園型認定こども園】

認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプのこと。

### 【幼稚園型における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

在園児を対象とした通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）すること。

### 【要保護児童対策地域協議会】

虐待を受けている児童の早期発見や要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関からなる協議会において、情報の共有と適切な連携を行うことで虐待への対応を迅速かつ組織的に行うもの。

### 【幼保連携型認定こども園】

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、こども家庭庁が所管するもの。

**第3期七尾市子ども・子育て支援事業計画**

令和7年3月

七尾市健康福祉部 子育て支援課

〒926-0811 石川県七尾市御祓町1番地

TEL:0767-53-8419 FAX:0767-53-5990

第3期  
七尾市  
子ども・子育て支援事業計画

